

平成 26 年 予算審査特別委員会

- 1 開催期日 平成 26 年 3 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分から午後 2 時 55 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 立崎委員長、西田副委員長
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、野村委員、鈴木委員
田辺委員、武田委員、畠山委員、中田委員、國枝委員、滝 委員、
佐藤委員、藤田委員、大迫委員、尾崎委員、川崎委員
- 4 欠席委員 橋本委員、木村委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|-------------|------|------------|-------|
| 副市長 | 道塚美彦 | 企画財政部長 | 高橋孝一 |
| 市民環境部長 | 塚崎俊典 | 保健福祉部長 | 木下信司 |
| 保健福祉部次長 | 徳村政昭 | 建設部長 | 村上清志 |
| 経済部長 | 小島靖雄 | 経済部次長 | 浜田 薫 |
| 会計室長 | 佐藤芳幸 | 政策調整課長 | 川村裕樹 |
| 行政推進課長 | 川口昭広 | 財政課長 | 中屋 直 |
| 都市計画課長 | 池野政敏 | 総務課長 | 小島 晶 |
| 職員課長 | 水口 真 | 情報推進課長 | 田中宏明 |
| 秘書課長 | 藤木幹久 | 税務課長 | 榎本明嘉 |
| 危機管理課長 | 折原敏宣 | 庁舎建設推進課 | 及川浩司 |
| 環境課長 | 谷口定己 | 国保医療課長 | 土山律子 |
| 児童家庭課長 | 仲野邦廣 | 建築課長 | 中島秀男 |
| 契約課長 | 内山浩一 | | |
| 消防本部次長 | 國田裕司 | 消防署長 | 八十島康博 |
| 消防本部総務課長 | 安田将人 | 消防本部予防課長 | 佐々木幸一 |
| 消防本部消防 2 課長 | 後藤英雄 | 消防本部救急指令課長 | 工藤邦彦 |
| 教育部長 | 八町史郎 | 教育部次長 | 山崎克彦 |

教育総務課長	櫻井芳信	監査委員事務局長	山田隆二
監査委員事務局次長	工藤重幸		

企画調整・地域交通担当主査	武田昭彦	総合計画担当主査	志村敦
学校跡利用担当主査	若澤路子	行革・市民参加・協働・男女参画担当主査	杉山正一
財政担当主査	奥山俊明	予算担当主査	尾崎英輝
緑・都市景観担当主査	山本浩幸	人事・厚生担当主査	高嶋真一
情報推進担当主査	寺岡純	広報担当主査	石黒哲明
税務担当主査	谷畑雅人	市民税担当主査	荒川亨
資産税土地担当主査	今井信幸	資産税家屋担当主査	松原勉
収納管理担当主査	稲川勝	納税担当主査	福田誠
納税担当主査	林正明	危機管理担当主査	橋本征紀
庁舎建設担当主査	伊達千秋		

消防本部総務担当主査	小室秀治	消防本部管理担当主査	加藤弘之
消防本部予防担当主査	小玉浩司	消防本部保安担当主査	矢村祐介
消防本部警防担当主査	柴崎啓仁		

7 事務局	事務局長	土谷 繁	議会担当主査	千葉めぐみ
	書記	木村洋一郎		

8 傍聴者 1名

9 案件	議案第 31 号	平成 26 年度北広島市一般会計予算
	議案第 32 号	平成 26 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 33 号	平成 26 年度北広島市下水道事業特別会計予算
	議案第 34 号	平成 26 年度北広島市霊園事業特別会計予算
	議案第 35 号	平成 26 年度北広島市介護保険特別会計予算
	議案第 36 号	平成 26 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 37 号	平成 26 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

立崎委員長

開会前にお知らせいたします。橋本博委員と木村真千子委員から風邪のため、本日の委

員会を欠席する旨届出がありました。

おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会を開きますが、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可することといたします。審査の日程は各委員に配付の審査方法等協議資料のとおりでございます。次に質疑は審査区分により一括して行い、回数の制限は 3 回までとされています。また答弁者においては簡潔な答弁をお願いいたします。

それでは議案第 31 号平成 26 年度北広島市一般会計予算、議案第 32 号平成 26 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算、議案第 33 号平成 26 年度北広島市下水道事業特別会計予算、議案第 34 号平成 26 年度北広島市霊園事業特別会計予算、議案第 35 号平成 26 年度北広島市介護保険特別会計予算、議案第 36 号平成 26 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 37 号平成 26 年度北広島市水道事業会計予算、以上 7 件を一括して議題といたします。

質疑を開始いたします。なお予算書のページ数は審査方法等協議資料に記載のとおりであります。

始めに一般会計予算の歳入の質疑を行います。質問をされる方はどの部分が明確にしてくださいからご質問していただきたいと思っております。

それでは質疑を受けたいと思っております。中野委員。

中野委員

ページ数はわからないのですが、歳入の関係でお伺いいたします。国の補正予算でがんばる地域交付金というのがありますけれども、私もよくわからないのですが、市道整備などの 5 事業がありましたよね。この 5 事業を計画した後に国の交付金という形で 100%起債が認められたのかどうなのか。それがまず 1 点目であります。

2 点目は地方公務員給与の特例削減が復活していますけれども、これは地方公務員全金額が国からの交付金ということになっているのかどうなのか。簡単に言えば市の一般財源が使われているのかいないのかという点をお伺いします。

昨日板垣委員も質問したので私ももう少し質問したいのですが、地方消費税の問題ですけれども、今年度は 5 億 8300 万円という形で、予算では 6 億 7000 万円ということになっていますが、昨日、初年度ということもあるし後から遅れてくることもあるということなのでこの金額が設定されたという話がありました。いわゆる 0.2%が今年度という指導を国から受けているはずですよ。1.7 だけれども 1.2 だと。そういう指導を受けているはずなのですが、1.2 をかければ 3000 万円ほど足りないです。その 3000 万円を低くしている根拠をもう少し明らかにしていただきたいと思っております。

それからもう 1 つ、地方交付税の問題ですが、昨日の板垣委員の答弁によりますと基準財政収入にいわゆるこの地方消費税の問題等があるので、交付税は変わらないというようなお話でした。簡単に言えば交付税は増えないということですよ、国はご承知のとおり

1%減ということでやったのに北広島は1億4700万円、私は最後の交付税がいくら入っているのかわからないので、9月補正の段階で比べて言いますと、今年より交付税が1億4700万円増えるということですね。例えば交付税が増えるということになると、今まで臨時財政対策債の分が国から来たとか、それから起債を発行していたけれども国から交付税措置されたとか、そういうものが重なって増えることになるのか、政策的に何らかの形で交付税が増えることになるのか、その辺をお伺いします。

もう1つは自動車取得税の問題ですけれども、5%から3%、3%から2%という形でまず縮減されて、最終的には消費税が10%になるときに廃止されるということが予定されていますよね。そういう形の中でバイクだとか軽自動車の場合は増税になります。そうすると9月補正で4300万円の収入があったけれども、予算では3500万円ということで800万円減額になるとなっていますが、これはどういうことなのか。取得税の形とバイクの増税の形で相殺して800万円の差が出てきたのかどうなのか。2012年度の軽自動車税は7300万円もあったわけですよね。それが来年度予算では3500万円ですから、半減するわけですよね。なぜこんなに激減するのか、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

立崎委員長

中屋財政課長。

中屋財政課長

それではご質問にお答え申し上げます。まずがんばる地域交付金の関係でございましてけれども、正式名称が地域活性化・効果実感臨時交付金ということで国の25年度の補正予算で870億円が措置されたところでございます。過去、臨時交付金という部分では1兆円規模の交付金が創設されていたわけですがけれども、今回870億円ということで少し国の予算自体が小さめになっております。26年度におきましては当初予算で500万円を見込んでいたところでございます。また、25年度の国の補正予算に対応するというので今回補正予算を提案しておりますが、国の補助金を活用した中で事業を繰越明許ということで予算措置をさせていただいております。交付額については、今補正の繰越明許を設定した市道整備、それから北の台小学校の大規模改造の地方の負担分が計算の基礎となり、実際には26年度に交付金の額が確定するというので、当初の段階では500万円を見込んでいたという状況でございます。

それから給与についてですが、昨日も少しお答え申し上げましたけれども、地方財政計画の給与単価の積算という部分でございまして、これは25年度の給与の削減分を復元した上で国の地方財政計画上、職員関係経費というところで見込んでいたということでございます。25年度には1兆3000億円ほど減額となっていたわけですが、今回は去年25年でこれを見ますと6000億円ぐらいは戻っているということにはございますけれども、人員の削減等もありまして、国の総体としては24年度のベースにはまだ戻っていない、そういっ

た部分では総体としては落ちるかなというふうに思っております。

それから地方消費税の部分でございますが、基本的に 1.7 という税率に上がるわけですが、平年ベースにならない、法人関係の決算に伴って国に納付されるということで、法人の決算がそれぞれございますので、そういった意味で平年ベースになっていないということでございます。当初予算の段階については、国のほうで地方税収入等の推計という 1 つの資料が来ますので、新しい制度ということもあって、当方としては 12.7%増見込んだということになっております。ただ来年度につきましては従前の制度の税率の部分と新しい増収部分というのが一緒になって国のほうに払われるということで、一応国のほうではその部分の 12 分の 10 が従来の部分、12 分の 2 は増収部分だということで按分をすることで、20%という経過措置がとられているという部分でございます。

それから交付税の関係ですけれども、これも昨日少しお答えさせていただきましたが、国の地方交付税は総体としてマイナス 1%、そして臨時財政対策債はマイナス 9.9%ということで、実質的な交付税という部分ではマイナス 3.4%ということで地方財政対策が示されてございます。当市の来年度の見込みにつきましては、そういった給与の復元がされるであろう、それから臨時財政対策債も毎年発行していますので、その部分の償還費が基準財政需要額に算入される、それからここ数年、億単位で伸びていますけれども社会保障関係費の地方負担分、こういった部分を見込んで需要額を伸ばした、さらに収入については国でいう地方財政対策でいう市税が 3.8%伸びるという状況で地方財政計画上なっておりますけれども、当市としては全体で 0.7%増、微増という状況の中で交付税を算定し、また臨時財政対策債についても国から示されておりますマイナスを見込んだというところでございます。その結果 2 つ足した部分では 1.0%の伸びとしたところでございます。

それから自動車取得税の関係でございますが、税制改正が 26 年度にありまして、色々な車関係の課税制度の見直しが行われております。自動車取得税につきましては 26 年度 5%から 3%、これは自家用車の場合でございますが、この分が落ちるところでございます。当初の我々の収入の見込みにおいても自動車取得税交付金、これも地財の方でマイナス 50%というところで、今年度 6 億 6700 万円から 6800 万円程度の決算見込みでございますけれども、半分程度落ちるところで 3500 万円を 26 年度当初に見込んだという状況でございます。以上です。

立崎委員長

中野委員。

中野委員

がんばる地方交付金の問題ですけれども、先ほども言ったのに答えていただけてないのですが、簡単に言えば補助事業ということで繰越明許で前倒しになっているわけですが、これで 1 億 5790 万円というのが起債発行なのですが、当初はこの起債を予定していなかった

たはずです。後から国の補正で起債が認められることになったので、一般財源で使わなければいけなかったお金が起債によって使わなくてもいいようになって、1 億 5700 万円ほどありますよということです。その 1 億 5700 万円というお金は簡単に言えば使わなくて良いようなものだったわけですから、それを 26 年度の歳出の方で何に重点的に使われたのか、政策的にこれはどこに使われたのか、このへんを明らかにしていただきたいと思います。

次に地域元気創造事業というのがありますよね。この事業は昨年もあったと思うのですが、職員数や行革の努力の結果などそのようなことが算定根拠になって交付されると思うのですが、これは 26 年度でどのように使われようとしているのかをお伺いいたします。

それから地方公務員給与の問題ですけれども、今さっき中屋財政課長も言われましたが、満額返ってこない。これは我々の考えでは、簡単に言えば職員の定数をさらに削減するという国の指導からいわゆる削減されていると、満額なっていないというふうに考えるのですが、北広島の場合はさらに定数削減に追い込まれるという形になるのかならないのか、そこをお伺いいたします。

それから自動車取得税が 5%から 3%、3%から 2%と削減されてさらに無くなるということで、いわゆる地方 6 団体は国に対して、これをなくすことによって地方財政を圧迫することになるので、そういうことをしては罷りならないということで、軽自動車とバイクの増税が決まったのでしょうか。そうすると自動車取得税で減った分で予算を組んでいいのか。軽自動車の増税分も入れて予算を組むべきではないのですか。3500 万円ということで半分になっちゃったわけです。だから軽自動車の増税分は全然考えないで予算を組まれたのか。その辺もお伺いします。

立崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

国の補正予算の関連でございますけれども、まず国の補正予算で一般会計におきましては、5 つの事業を繰越明許する中で前倒しをかけてございます。当初これについては 26 年度に予算要求があった部分でございますけれども、国の経済対策に対応するというところで事業の前倒しを行ったというところでございます。これに伴いまして補助金の率自体は変わってございませぬけれども、従前の起債の率が補正予算債を使うことによって 100%起債の充当率になり、なおかつその部分については後年度交付税措置されるというところで、26 年度の通常の事業実施よりも財源的に有利であるという部分で前倒しを行ったというところでございます。26 年度に当初要求があったのが 1 億 4000 万円から 1 億 5000 万円が結果的に前倒しをすることによりまして、財源的には浮いたという部分でございます。この辺は 26 年度の予算を編成する上で財源対策の一環として前倒しをしたということなものですから、具体的にその分をどの事業にということにはならないかなというふうには思ってお

ります。

それから今年度、地域の元気創造事業費ということでご質問にございましたように、職員の削減率とかラスパイレス指数、それから経済状況といえますか、製造品の出荷額など色々な係数を用いて算出されるものでございます。それで今の段階では国から項目としては示されていますが、計算式は示されておりません。例年この時期そういう状況が非常に多いわけですが、それで昨年度の地域の元気創造事業と同じように、基準財政需要額の人口においてこの程度という率が示されておりまして、3万人から10万人という所では基準財政需要額の1.3%程度を見込んでほしいということで、国から非常に概算的な算出方法ですけども示されたということで、26年度においては1億4000万円ほど基準財政需要額に算入をしたという状況でございます。

それから自動車取得税の関係でございますが、いま国のほうも税制改正、先ほど申し上げました色々な車の関係の税制が見直されておりまして、自動車取得税については26年度から税率を下げるというところ、また消費税が10%になったときに廃止をするなどそういう形も出てございます。その代わりに環境性能課税というものを考えているというようなこともございます。26年度の予算については、まず自動車取得税交付金については税率が落ちるということもありまして、26年度の交付金については減額になっているということでございます。ただ軽自動車税の税制改正につきましては、27年度の4月1日以降の取得にかかわる部分が増収になるということなものですから、実質的に軽自動車は4月1日が賦課期日ということになりますので、それ以降の取得ということになれば税収としては28年度の収入から出てくるかなというふうに思っております。以上です。

立崎委員長

中野委員。

中野委員

私もよくわからないので教えていただきたいのですが、先ほども言いましたが、補正で5事業を前倒しでやりますよね。市では当初26年度予算でやりたいということで組んだはずですが。その時には国からの補助もこれぐらいあるだろうということで、一般財源はこれだけだろうと組まれた。ところが国の補正予算で100%起債するから景気対策で前倒ししてやりなさいと、そう言ったからこの5事業をうちは手を挙げて決まったということですよ。この段階では1億なんぼという起債は決まっていらないのです。26年度予算で組んだこの5事業というのは起債は入れてなかったはずですよ。それが国から起債オーライとなったから前倒ししたわけで、起債イコール一般財源だったのが、一般財源を使わなくてもよくなったから、その一般財源の1億4000万円ほどのお金が浮いたでしょと私は言っているのです。今年度、国からの交付税でくれるわけですから。だから私は3000万円から4000万円というのではなくて、1億5000万円くらいのお金が浮いたのなら、そのお金はどこへ行ったの

かと聞きたいのです。以上です。

立崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

お答え申し上げます。中野委員のご指摘のとおり 26 年度に当初予定していた 5 事業を前倒ししたということがございますけれども、26 年度の予算要求の段階におきましても事業の実施の通常の起債の充当率と申しますか、75%であったり 90%だったというようなところで当初から見ておりました。90%とすれば補正予算債にのることによって 100%ということ、全額が一般財源浮いたというよりは、その起債の充当率の差額分が浮いたということなものですから、ご指摘のような 1 億数千万円が浮いたという形ではないということをご理解いただきたいと思います

立崎委員長

ほかに歳入に関して質疑ございませんか。田辺委員。

田辺委員

市債の臨時財政対策債について教えていただきたいのですが、これは本来地方交付税として配分するけれども、国は今お金がないから、後から 100%交付税措置をするので、とりあえず地方で起債して下さいというものだと思うのですが、今年度は 10 億 9990 万円ということで昨年よりは低くなっていますけれども、10 年前の 2004 年度の 8 億 4350 万円と比べると随分増えています。後からこの交付税措置をすると言っても、やはりこれは自治体の責任とする借金に違いはないわけで、今でもこの市債のおよそ 4 割を占めているのですが、国も 1 千兆円を超える借金をして将来もすごく不透明で、本当にきちんとされるのかということも私はすごく不安を感じるのですが、これは将来に対して大きなツケにならないのかということも心配しておりますが、この辺の見解について教えて下さい。

それから 43 ページの雑入のところで少し細かいのですが、この日本容器包装リサイクル協会拠出金というのがありますけれども、昨年度は 20 万円だったのが今年度は 10 倍で 200 万円になっています。これはどういうことなのか調べますと、要するにリサイクルの状況、出したものの状況が良ければ、汚れ具合とか異物の混入とかそういうのが優れていると、たくさん補助金みたいな形で貰えるというものなのかどうか教えて下さい。

立崎委員長

中屋財政課長。

中屋財際課長

田辺委員のご質問にお答えいたします。臨時財政対策債の関係でございますけれども、まずこの制度的な話をさせていただきます。国が交付税を出すひとつに特別会計というのがございまして、そこに国税収入の法人税、所得税、酒税など一定の割合が交付税の原資になっていくという法定率といわれる部分でございますけれども、財源が結果的に景気の動向などもあって収入が落ちると財源が不足するということもございます、交付税として交付すべき財源が不足した場合に、交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして地方公共団体自ら地方債を発行するという制度でございます。自治体にしてみれば起債として発行するということですが、その償還に要する費用については全額、その償還に合わせて、後年度交付税措置に 100%算入するという仕組みでございます。実質的には交付税の代替の財源という認識でございます。しっかり後年度交付税措置されているかという部分になるかと思いますが、毎年度この臨時財政対策債については 10 億円前後借り入れをして償還をしていくわけですが、理論償還はありますけれども、ほぼ実額に近い状態は基準財政需要額に算入をされているというものでございます。毎年 10 億程度の臨時財政対策債を発行しているということもございまして、今起債の残高の割合も年々上がってきており、25 年度末では約 37%から 38%、市債の残高のうち臨時財政対策債が占めているという状況になってございます。以上です。

立崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

日本容器包装リサイクル協会拠出金についてお答え申し上げます。田辺委員からも少しお話がありましたように、これにつきましてはまず市町村が出しているペールの質等が最低でも 90%以上、要するに A ランクになっていないとだめです。それから A ランクの中でも継続されている所については、95%以上またそのランクが上がってないとだめですということで、わが市ではそのランクについては維持しております。それでこの拠出金がどう変わるかというのは、実際にその容器包装協会の方で当初このぐらい処理にかかるであろうと、それを入札してその差額金を今度全市町村に配るということになりますので、この入札結果によって大きく変わるということから、昨年度まではそれがどんな状態なのかわからないので低く抑えていました。実績的に去年の段階でも数百万円これが入ってくるという状況なものですから、今年度についても状況的に変わらなければ 200 万円程度入ってくるということで予算措置をさせていただきました。以上です。

立崎委員長

田辺委員。

田辺委員

うちのまちの資源物を出している状態が良いということは、市民の努力と言いますか啓発、その他が継続的に上手くいっているということだと思のですが、その入札の結果というのは毎年変動するものなののでしょうか。毎年きちんと出しているからと言って、ずっとこの金額が保たれるというわけではないのでしょうか。その辺がどうなのか教えて下さい。

それから臨時財政対策債のことですけれども、基準財政需要額の方にカウントされるということでしたが、要するに借金するわけですけれども、この借金の額というのは自治体の判断と責任で発行するというふうに見たのですが、その上限額といいますか目いっぱい借りているものなのか、可能額のどのくらいまでうちのまちは借りているのかということをお教え下さい。

立崎委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

結論から申し上げますと変動があります。まず入札によって受けていただく企業、その処理方法もご存知のように再度プラスチックの原料になるマテリアルもあれば、油化する所もあれば、または他の処理の方法による企業が競争で取ってまいります。その中でそういった企業が、ちょうどそういう設備を造ってから 10 年以上経っているわけで、そうなる色々な設備投資をしなければならなくなり、入札単価そのものが高くなります。そういったことで最近の入札単価というのが決して低いとこで抑えられているわけではないという状況もありまして、あくまでもこの入札とそれから実際に当初リサイクル協会が見込んだ予算の差額がいくらになるかということで金額が決まってくるので、私達の質は変えないよう努力しているのですが、そういった意味で市町村に配られる金額が変わることが大きいということがございます。以上です。

立崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

臨時財政対策債の発行部分でございますけれども、発行の限度額という部分については普通交付税の算定の中で示されてくるというところでございます、私どもは交付税の代替ということで算定された限度額は、ある意味目いっぱい借りているという状況でございます。

立崎委員長

川崎委員。

川崎委員

市税全般の考え方についてお伺いをしたいと思います。それともう 1 点、固定資産税についてお聞きいたします。最近景気の浮揚のせいか地方分権という言葉がなかなか見えなくなりましたが、いずれにしろ地方分権は進んでいくことは間違いないだろうというふうに思います。そうすると地方のお金は地方で稼ぎなさいというふうになってくるのだらうと思っております。この景気がいつまで続くのかわかりませんが、自立しなければならぬ時代が来るのだらうという予測はつくわけですね。そこでその考え方についてお聞きしておきたいのですが、やはり地方が自前で稼ぐとなれば市税で稼ぐしかない。ところが市税で稼ぐにしても結局市民の負担になるということは間違いないことだと思います。そうすると市民に負担のならない市税は何かということ考えたときに、以前も私が申しあげましたけれども、わがまちの中に市外の業者が砂利の採取や火山灰の採取をして、ダンプが何台も並んで走って道路を壊している。それを市民がせっせと補修している。全く益のない業者がそういったことをしているとすれば、その部分の負担として他市でもやっておられる砂利採取に関する市税の導入ということも考えられるだろうと思います。もう 1 つは自分の町以外の産廃に対する課税ということもやっている先進自治体もある。これも極端に言ったら迷惑なものをわがまちに持ち込んで処理するということですから、全く税収がない、固定資産税ぐらいはあるのですが、そういうものはないということになれば、その辺にも目を向けていかなければならないのではないかと思います。そういう意味で市民の負担にならないような税収の可能なものを洗い出して、すぐやるということではなくて、将来に向けて研究する必要があるのではないかと思うわけでございますけれども、その辺の考え方についてお考えをお聞きしておきたい。

もう 1 点、固定資産税の話なのですが、先般テレビで見ている中で私も初めて知ったのですが、空き家が大雪の影響で潰れてしまったという報道が沢山されています。なぜ空き家があるのかというと、取り壊してしまうと固定資産税が上がるため、それがブレーキになるんだというようなコメントがありました。その辺について宅地の利用の回転を高めるためには、取り壊したら固定資産税の評価額が上がるというところに少しブレーキをかける仕組みは自治体単独でできないのかどうなのか、その件について教えていただきたい。

立崎委員長

高橋企画財政部長。

高橋企画財政部長

川崎委員の最初のご質問にお答えを申します。法定外収入の関係でございます。行政改革大綱を 17 年に策定したなかに、検討すべき課題として挙げられております。川崎委員がおっしゃった砂利採取については京都で実施しておりますが、道内ですと奥尻が島を渡る時にお金を取るということで検討しているようですが、まだ色々と揉めております。行革の中では検討を進めてきていたのですが、現実的にはそれを制度化するに至ってないというのが現状であります。新たな収入という部分で言えば、今後行革の中でそれをどう進めていくかという問題もございますけれども、過去に検討してきた経過はあるということでご理解をいただきたいと思っております。

立崎委員長

榎本税務課長。

榎本税務課長

空き家の取り壊しの関係で、固定資産税が増加するという部分の対策を市でできないかという部分については、川崎委員がご指摘のとおり土地に建物が建っていた場合というのは、小規模住宅用地ということで 200 平米まで 6 分の 1、それ以外については 3 分の 1 というように、固定資産税の土地についての減額がなされています。老朽化し建物を壊すことによって、ただ土地の税金が高くなるというようなことから、取り壊しのスピードにストップをかけているというようなことが実際にあると、テレビ報道でも同じようなことを言っていました。場合によっては市が、特に降雪時期については歩行者の落雪に対する危険防止ということで、市が強制的に取り壊しを行うというようなことも言っていました。その時に国のほうでも今いわれていた小規模住宅用地の関係から、土地が増税になる部分を何とか配慮できないかという動きがあったようですが、国としてはまだそこに 1 歩踏み込まなかったということが報道されておりました。今市税の中でそれを単独でということについては、現行ではちょっと難しいかなというふうに考えています。以上です。

立崎委員長

川崎委員。

川崎委員

最後の方の話は国の税制上の問題もあるのだろうと思うのですが、昨日の報道ではどこかのまちでその部分を補てんしているのかどういう形でやっているのかわからないけども、負担にならないような施策をしているような話もあったように聞いているのですが、もしそれがブレーキになっているとしたら、古い建物を壊さずに更地にすれば、もしかしたら利用して売ってほしいという人もいるかもしれないわけですよ。そうするとわがまちがやっている人口増加策の空き地利用に少しは寄与できるのではないかというふうに思いま

すので、是非その辺は研究をしていただきたいと思います。

それから市税の砂利や産廃に関しての話ですけれども、先ほども中野委員の答弁の中でありましたが、市税の中で国の政策に捉われないで市が独自に徴収できる、いわゆる安定財源になる可能性もある、もう 1 つは迷惑施設を排除もできるという大きなメリットもあると思います。その辺はやはり産廃が来るのは嫌だということの看板も目立ちますけれども、そういうブレーキもやはり必要なのではないかと考えますので、是非積極的に研究していただきたいということを申し上げて終わります。

立崎委員長

板垣委員。

板垣委員

まず予算書 14 ページの個人住民税、市民税についてお伺いいたします。市民税につきましては税制改正によりまして平成 20 年度から一部変わるということですが、まずは復興支援のためということで市民税 500 円、道民税 500 円、合計 1000 円が上がるということですね。それから給与所得控除の上限設定ということで、1500 万円を超える方の所得控除が 245 万円と限定されたということで、それ以上の方々は控除が減るということで増税になるかと思うのですが、それぞれどの程度の税収になるのかまずお伺いいたします。

それから市民税の中で、離婚だとか死別された方々などに対する寡婦控除について説明をしていただきたいと思います。

それから 43 ページにございます還付金及び返還金の中での備荒資金組合超過納付還元金、そこ 2000 万円計上されていますけれども、これはどういうことなのか、それから未熟児養育医療費徴収金 87 万 3000 円について、これもどういうことなのかをご説明をいただきたいと思います。

立崎委員長

土山国保医療課長。

土山国保医療課長

板垣委員のご質問にお答えします。未熟児養育医療の徴収金についてでございますが、こちらの制度につきましては所得の制限はございませんが、所得階層により自己負担金が設定されているものでございます。今回は 2 万 2400 円、所得税の金額で大体平均的な金額を設定しまして、2 万 2400 円かける月数の月額の基準額で、39 件の 87 万 3000 円を計上してございます。ただしこの徴収金に関しましては、子ども医療の助成対象の医療費でございますので、実際子ども医療費の助成を受けている方につきましては、医療機関からの請求に基づきまして、所得階層によって徴収金を返還している形ですので、個人負担につい

では実際には昨年度の権限移譲からはされていないというのが実状でございます。以上でございます。

立崎委員長

荒川主査。

荒川市民税担当主査

お答えいたします。個人市民税の均等割の増税についてですが、平成 26 年度以降、1 年度につき概ね 1200 万円の調定増を見込んでおります。

次に給与所得控除の改正についてですが、金額までは把握しておりませんが個人市民税課税標準が 1000 万円以上の方、平成 25 年度で 122 名おり、これの方が対象になると思われま。市民税の所得割税率が 6%であることから先ほど板垣委員がおっしゃいました 245 万円の控除は頭打ちですので、こちらを超えた額の 6%と考えておりますが、正確な数字については今現在把握しておりません。

最後に寡婦、寡夫控除についてのご説明ですけれど、まず寡婦の方、女性の方につきましては、死別をしている場合に合計所得が 500 万円以下であれば一般寡婦となっております。そのうちさらに扶養親族である子どもを有している方につきましては、特別寡婦という形をとっております。次に離婚の場合、また生死不明の場合ですけれど、こちらにつきましても所得 500 万円以下であれば一般の寡婦、あるいは扶養親族または生計を一にする子どもを有している場合、こちらは所得制限なしで一般の寡婦となっております。次に男性の方、同じ寡夫ですが我々はよく寡オットと呼んでおりますが、こちらにつきましては死別、離婚、生死不明どの場合においても生計を一にする子を有することが条件で、また合計所得金額が 500 万円以下の場合のみに適用されております。以上です。

立崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

備荒資金組合の関係のお答えを申し上げます。備荒資金組合、一部事務組合ということでは当市も加入してございますけれども、その中の納付金の中で義務的にある意味積み立てなければならない普通納付金という部分と、超過部分というのがございます。この超過部分については各団体の裁量によって、支障といいますか崩すことも可能だということろで、この段階では還付金という名称になってございますけれども、超過納付の取り崩しということで 2000 万円を計上しているというところでございます。

立崎委員長

板垣委員。

板垣委員

まず未熟児養育医療費徴収金の件ですけれども、一般的に考えますと、市民の方から、未熟児養育医療を受けた方から徴収するということになるのかなと思うのですが、ただそれは少しおかしいですよ。うちは子ども医療費助成制度というのがあって、それで就学前につきましては所得にかかわらず無料ですよ。自己負担なしということですよ。ですから未熟児といえども乳幼児ですから、当初からそれは医療を受けたときから自己負担なしでしかるべきだと思います。それについてのこの説明ですけれども、ホームページの説明ですけれども、その未熟児養育医療の場合、この医療費の自己負担額のうち一部を所得に応じて負担していただきますということになっていますよね。負担していただいたこの負担分は北広島市子ども医療費助成制度を利用することができますというように、なんかわかりにくく書いてあるのですが、これでの解釈としては一旦自己負担して、後から還付されるというようなことなのかなと思うのですが、本来の子ども医療費助成制度についてはそうじゃないですよ。当初からとにかく今申し上げましたように、就学前までは無料ということになるわけですから、この記述の仕方あるいは制度の取り扱い方に少し問題があるのではないかと思います。

それからこの寡婦控除についてですけれども、今説明をされたとおりでと思いますけれども、全国的にはひとり親といっても未婚あるいは非婚、結婚していないひとり親家庭というのかなりいらっしゃるわけですよ。そういう非婚の家庭に対しての寡婦控除に現在のところ、当市においてはなっていないわけですよ。非婚か既婚かというようなことで差別するのはだめだということで最高裁判決も出ているわけですけれども、それに伴いまして非婚あるいは未婚のひとり親家庭に対しての支援制度というのは、全国的に変わってきていると思うんですね。新聞報道によりますと法律的には先ほど説明をされたとおりでありますが、やはり非婚のひとり親家庭についても支援しなくてはいけないということで、みなし寡婦控除という名が広まっているということですよ。現在では 19 市にのぼっていると。例えば 1997 年にもう既に岡山市が始めていますけれども、2012 年には札幌もこのみなし寡婦控除制度というのを適応したということですよ。さらに詳しくお伺いしますけれども、例えば寡婦控除の場合は 30 万円の控除が受けられるわけですけれども、年収 180 万円のひとり親家庭で寡婦控除を受けた場合と受けない場合とで、例えば保育料などはどの程度違ってくるのかお伺いします。

立崎委員長

土山課長。

土山国保医療課長

未熟児養育医療の徴収金のことをございますけれども、医療費助成制度は優先順位がございまして、未熟児養育医療と北海道医療助成事業は、国の制度ということで、未熟児養育医療を受ける方は子ども医療の受給資格がありましても優先的にそちらの方を受け、自己負担については子ども医療の対象だという制度でございます。未熟児養育医療につきましては先ほど言いましたように所得制限もございませんので、生活保護を受けていらっしゃる方も子ども医療の所得制限を超えていらっしゃる方も、未熟児養育医療を受けることができます。子ども医療を受けていらっしゃる方については、25 年の権限移譲の前は板垣委員がおっしゃっていたように一旦負担していただいて、その領収書を持って子ども医療の申請の窓口に来られていました。昨年からは権限委譲で市に下りてきたことによりまして、子ども医療を受ける方につきましては市に受け取りを委任するというので、未熟児医療の返納金の徴収金に対して委任状を貰うことで、負担がないような形になっております。そういうことをご理解いただければと思います。

立崎委員長

仲野課長。

仲野児童家庭課長

それでは板垣委員のご質問にお答え申し上げます。年収 180 万円ぐらいのひとり親家庭で寡婦控除を取れるか取れないかによる保育料の違いということでもあります。それに関しましてはまず、寡婦控除を取れる場合は保育料については 0 円ということになっております。未婚の母等で寡婦控除が取れないケースについては、その方の税上の控除にもよりますが、一般的な部分でいけば所得割はかかってくるだろうということで計算しますと、3 歳未満児については母子の減免というのはきくのですが 1 万 3300 円、3 歳以上児については 1 万 100 円ということになっております。控除が多くて均等割のみということであれば、3 歳未満児については 1 万 1100 円、3 歳以上については 7600 円という金額になっております。以上です。

立崎委員長

板垣委員。

板垣委員

とにかく未熟児養育医療につきましては本当に大変な思いをされているご家族の方に負担がかからないように、是非この子ども医療費の制度を徹底していただきたいと思います。

寡婦控除についてですけれども、答弁いただきながらも、答弁する側としても、これは少しおかしいというように感じるのではないかと思うのですが、結婚歴があるないによって、このように大きな差が出るわけですね。今おっしゃられたのは、例えば保育料にし

てみれば月額ですよ、月額 1 万 3300 円。年額ですといくらですか。15 万円から 16 万円、20 万円近くの負担の差が出てくるわけですよ。その他にもこの階層が 1 ランク上がるとか下がるとかというような影響というようなのもかなり出てくると思うのです。そうしますとかなりの方々に大きな影響を及ぼすということじゃないかなと思いますよね。是非この結婚歴があるないに関わらず、等しく控除が受けられるようにするべきじゃないかと思えます。札幌市なども既にそういうようにされているということですから、是非そのようにしていただきたいと思えますけれども、見解をお伺いします、

立崎委員長

仲野児童家庭課長。

仲野児童家庭課長

保育料の関係でございますが、ご存じのとおり子ども子育て支援新制度ということで 27 年 4 月から新しい制度に移り変わるということで、その中で国が公定価格というのを決定して、各自治体が保育料を決めていくという形になってございます。その際に先ほど板垣委員がおっしゃったとおり、みなし寡婦ということで取れるような形で検討してまいりたいと考えております。以上です。

立崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは 2 点ほどお聞きします。まず 38 ページの諸収入で、し尿処理の収入ですが、予算前年で見ますと 1321 万円減額になっておりますが、これは道央地区環境衛生組合の廃止統合に伴うものなのか、それとも別の要因なのか。それから今後の推移ですね、来年度以降どのようになっていくのかお答えください。

2 点目、48 ページ諸収入で駐車場利用料金納付金 1524 万円、前年度の予算表と比べて 26 年度のこの予算は増えているのかどうなっているのか。それから内訳がどのようになっているのかご説明下さい。

それから現在の駐車場の稼働率、これはどのようになっているのか。当初この駐車場を建設したときに、長年にわたってこの建設コストに関して駐車場利用料金を当てていくということで、この推移ですね。現状はどのようになっているのかご説明をお願いします。

立崎委員長

塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

1 点目にご質問がありました、し尿処理受託事業収入についてお話しいたします。まずし尿処理の責任でございますけれども、ご存じのように 3 町との組合がございますが、そちらのほうで本来処理しなければならないし尿を、現在北広島市の下水道処理施設で処理していることから、その組合のほうから処理にかかる処理委託費分を貰っているということでございます。来年度以降どうなるかについてですが、先に説明させていただいておりますけれども、平成 27 年度 3 月末をもって組合が解散される予定ですので、それ以降につきましては平成 26 年度中に北広島市に 3 町から事務の委託を受けるということを議会で議決していただきまして、し尿処理を始めてまいります。そのことによりまして今度収入がどうなるかということになりますと、今までは北広島市もこの組合に加盟していましたので、市の分を払っていたわけですが、今度は北広島市が 3 町からそのし尿処理分をいただくということになりますので、この金額については変動があるものと考えています。以上です。

立崎委員長

吉川主査。

吉川管理担当主査

藤田委員の質問にお答えします。指定管理者が提案してきた平成 26 年度の駐車場利用料納付金は 1576 万 7000 円ですが、消費税や電気料金の値上げで約 52 万 5000 円ほど管理費が増えることを見込み、その分を差し引いて平成 26 年度は 1524 万 2000 円となり、前年度より若干の減額となっています。

利用状況につきましては平成 23 年度から右肩上がりに利用台数は増えておりまして、収入も増額しており、詳しい値は手元に資料がございませんので、改めて藤田委員へお答えいたします。

駐車場の建設時の見込みについても手元に資料がございませんので、後日お答えいたします。

立崎委員長

ほかに歳入に関してご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で歳入の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 09 分

再 開 11 時 13 分

立崎委員長

休憩を解き再開いたします。次に歳出の議会費の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で議会費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 13 分

再 開 11 時 13 分

立崎委員長

休憩を解き再開いたします。次に総務費のうち出張所費を除く総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業のうち市民協働推進事業、市民参加推進事業、徴税费、選挙費、統計調査費及び監査委員費の質疑を行います。

質疑のある方は。武田委員。

武田委員

それでは総務費の 3 項目についてお伺いいたします。まず 1 項目目ですけれども、予算書の 63 ページ、政策経費事業一覧 26 ページの防災資機材整備事業についてお伺いいたします。この事業が防災資機材の備蓄や食料品など生活関連備品を備蓄する事業で、俗に言う備えあれば憂いなしの事業であると理解をしております。26 年度の予算額を確認しますと、25 年度予算額よりも 717 万 8000 円もの増額予算となっております。市民の安全安心のために心強く感じているところでございます。厳冬期の災害に備えるための避難装備品として石油暖房機や毛布などが備蓄されていると思いますが、厳冬期における避難訓練を実施した旭川市や北見市の検証では避難所には毛布はもちろんのこと、寝袋の備えも必要であると思っております。これは新聞に報道されていたわけですが、当然の検証結果であると思っております。隣町の札幌市では 26 年度までに避難者全員に毛布と寝袋が配布できるよう備蓄計画が進められております。そこでお伺いいたしますが、まず 1 点目といたしまして 26 年度予算の 1005 万 5000 円で備蓄される備蓄品の内訳についてお伺いいたします。2 点目として防災計画書を確認しますと、避難所の標準装備品として当然毛布と寝袋が示されており、整備目標数量は 6000 枚となっております。現在どのくらいの数量を備蓄されているかお伺いをいたします。以上 2 点についてお伺いいたします。

2 項目目といたしまして、予算書 69 ページ、政策的事業一覧 43 ページ、ファーストマイホーム支援事業でございますけれども、この事業につきましては昨日までの代表質問において活発な質疑がなされました。このことを踏まえましてお伺いをしたいと思います。こ

の事業は人口増加策の事業として年齢 50 歳未満で世帯に 18 歳以下の扶養親族がいて、市内に初めて住宅を購入され、定住される方に 50 万円を助成する事業で、市政方針にもございました市長の 3 期目の目玉事業として大いに期待されるものであります。そこでもう少し理解を深めるために、細かな質問ではありますけれどもお伺いしたいと思います。まず 1 点目として助成予定件数についてですけれども、我々に配付されました資料を確認しますと、平均社会減数を増加させるため年間 30 件が助成予定件数で、根拠説明において 30 件の 4 人家族で 120 名の人口増加策であるとの説明をされました。北広島市の 3 カ年の人口減少を確認しますと、23 年度が 174 名の減少、24 年度は 247 名の減少、今年 25 年度、これは 1 月現在ですけれども 182 名の減少となっております。この減少人口をもとに北広島市の住宅建設戸数、これはあくまでも住宅を新築した戸数ですけれども、戸数を調べてみますと 23 年度は 148 戸、24 年度は 147 戸、25 年度 1 月まで、今年度の 1 月までですけれども 157 戸となっております。この 3 カ年の実績数字をもとにお伺いをいたしますが、毎年 150 名以上の人口減少で、毎年と言っていますが 3 カ年の実績ですけれども 150 戸以上の住宅建設の実績であることを考えますと、予定戸数の 30 戸は人口増加策としては全く効果のない戸数であると考えます。札幌市近郊では初めての事業実績だとマスコミ発表され、マスコミも注目する事業であることを考えますと、30 戸の予定戸数についてどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。続きまして 2 点目ですけれども、助成金 50 万円の対象についてですが、現在親が住んでいて、その住宅を二世帯住宅にしたいということで息子夫婦名義で建てかえる場合、当然土地は親名義ですけれども、この場合は助成の対象となるのか。また親が亡くなり敷地や住宅を相続して住んでいる、そして住宅を建てかえる場合には対象になるのか。合わせてお伺いいたします。3 点目ですけれども、対象者についてこれは後でも申しますけれども、お試し移住事業でも同じような表記はされておりますけれども、暴力団でないことの条件についてですが、暴力団であるかないかをどのように確認されるのか、この点についてお伺いします。最後の 4 点目ですけれども、当然助成に対する詳細については補助要綱等で示されると思いますけれども、もし申請内容を誤魔化して助成を受け、発覚した場合などの対応についてはどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。以上 4 点についてお伺いいたします。

続きまして予算書同じく 69 ページ、政策経費事業一覧 43 ページのお試し移住事業についてお伺いいたします。政策経緯事業一覧の中を読みますと、当然ながら定住促進を図るため移住体験を通して北広島市の住み良さを実感してもらう事業と説明されております。利用料金について 5 月から 9 月は月額 6 万 6000 円、10 月から 3 月は月額 8 万 2000 円で貸出期間は 1 カ月とするとなっておりますが、この 1 カ月間の貸出期間と月額利用料金を考えますと、どのような利用者を想定しているのかお伺いをいたします。以上の項目についてお伺いをいたします。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管理担当主査

武田委員のご質問にお答え申し上げます。防災資機材整備事業では防災対策の推進を図るため、資機材や食料品など地域防災計画に基づき計画的に整備を行っているところです。整備に当たりましては、地震災害による避難者数を想定し、避難所において必要となります毛布や食料など品目数量を定めているところです。ご質問にございました平成 26 年度に予定している備蓄品についてであります。缶入りパン、アルファ化米といった食料品については 2500 食、備蓄毛布 1800 枚、汚物収納袋 8000 組、ほかに衛生用品等を予定しているところです。またこのほかジェットヒーター 1 台、発動発電機 3 台の整備を予定しております。次に毛布、寝袋の現在の備蓄数量につきましては、合わせて 3600 枚備蓄をしております。以上であります。

立崎委員長

川村政策調整課長

川村政策調整課長

私のほうからファーストマイホーム、1 点目と 3 点目の関係をまず説明させていただきます。

まず件数の関係ですけれども、今武田委員がおっしゃった数字は社会減プラス自然減の北広島市の 1 年間の人口減少数となっております。今回のファーストマイホームの狙いにつきましては、あくまでも転入転出、いわゆるその抑制も含めた中での社会減の対応ということで、平均すると 3 年間約 120 名ということで、これを何とか押しとどめたい、留まらせたいということを含めまして 30 件という戸数を設定したところであります。できれば今、住宅戸数というのは黙っていても 150 戸から 200 戸程度建っていますが、その内数ではなくて、それに乗せるような形で人を呼び込みたいということで、期待も込めて今回 30 件という数字を示しているところでございます。

それから 3 点目の暴力団の関係ですが、ファーストマイホーム、お試し移住に関しましても申請時にはそういったことに該当がないという旨を本人に出させますけれども、実際それを基に 1 件 1 件その方についてどうなのかという照会については、現実的になかなか難しいかと思えます。このたび条例でも上程しておりますが、暴力団に関する条例も含めた中で明らかに申請時において又は入居されている状態において、その身なり、風貌、態度、そういったものが条件に該当する疑いがある場合については、適宜照会をかけながら、その旨対応してまいりたいと考えております。以上です。

立崎委員長

志村主査。

志村総合計画担当主査

それでは私のほうからファーストマイホーム支援事業の 2 点とお試し移住の件についてお答え申し上げます。まず初めに個別的なご質問いただきました、息子さん名義で建て替える件と土地が元々あったものに建て替えるという部分につきましてですが、今考えておりますのは、あくまでも申請される方が購入者であって、そしてその方の登記簿上の所有者であるという部分が具備されていれば対象と考えてございます。

2 点目でございますが、不正な申請の場合についてでございますが、こちらについての取り扱いにつきましては、通則的な規定であります北広島市補助金等交付規則により取り扱うことと予定しておりまして、その中での第 14 条、また 15 条、16 条及び 17 条で取り消し、返還、違約金の加算と延滞金等も含めて対応させていただきたいと考えております。

最後に 3 点目のお試し移住の部分でございますが、利用料金等も色々と勘案しましてどのような利用者をとということでありましたが、こちらにつきましてはまずは本市への移住を検討されていて、モニターの発信等もできる方とか色々ありますけれども、実態的にこちらの 1 カ月間の生活を踏まえた中で、本当に本市で生活をしていけるような要件があるかどうかを勘案していただいた中で、将来的に住んでいただける対象者をと考えております。現在のところその具体的な対象者という部分では、昨日までの答弁にもございましたとおり広く考えておりますが、都市に活力を与える方々とかそういった表現もございまして、私どもとしてはまず本当にこの市で目の前が都会ですけど、振り返れば自然というこの北広島の良さをわかって生活をしていただける方に是非体験していただきたいと考えているところであります。以上でございます。

立崎委員長

武田委員。

武田委員

まず再質問ですけれども、防災の資機材整備の事業についてですが、1 点だけお聞きをいたしますけれども、今現在寝袋の数はどれだけあるのかをお伺いをいたします。

それと先ほどのファーストマイホーム制度の 3 点目の暴力団の確認方法ですけれども、今現在よく聞きますのは、市営住宅の時に確認するという形になっておりますけれども、市営住宅はどのような確認を取っているのか。この確認に対してどのような形でやろうという意思を示す必要はあるだろうと思っておりますので、それについてお聞きいたします。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管理担当主査

武田委員のご質問にお答え申し上げます。現在市で備蓄しております寝袋の枚数ですけれど 300 枚となっております。ただし市では災害時に民間事業者からの協力もいただくような形での強化も進めておりますので、そういった民間事業者とも連携を図りながら防寒対策の充実については考えております。以上です。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

先ほど確認の方法ですが、具体的にはその対象者を厚別警察署の方にその旨照会し、その登録状況等を確認するということになっております。以上です。

立崎委員長

武田委員。

武田委員

色々ご苦労なことだと思いますけれど、まず防災資機材整備事業についてですけれども、要望として受けとめていただきたいのですが、防災契約書を確認しますと備蓄数量に対する根拠が示されておりますけれども、当然先ほど言った 300 枚が適正かどうかはわからないのですが、ここ数年の想定外の災害発生から考えますと特に厳冬期、北海道の場合は厳冬期の部分でやはり寝袋も重要な装備品であるのではないかと考えております。ですから現在の装備品の数はわかりますけれども、最低でも北広島の場合には大きく 4 地区に分かれていますので、1000 枚ぐらいを備蓄していただきたいなと思っております。これはあくまでも私からの要望ということで受け止めていただきたいと思っております。

それとファーストマイホーム制度についてですけれども、これも今後の要望として受けとめていただきたいのですが、先ほど社会現象というのを見ました。実際に例えば出生して死亡、これを差引いた数字が大体 130 とかになっております。そして転入転出を差引くとどうかということで実際に計算をみました。確かにそこまで目を通しているなという感じはいたしましたが、この戸数について私が先ほど述べました 1 月現在 157 戸につきましては、当然 4 月からの消費税の増税の影響で増加しているものと思います。昨年までの 140 戸以上の住宅戸数件数を考えますと、これは住宅ですから中古住宅の販売等々は絶対入っておりません。あくまでこれは新築の部分で言うておりますけれども、30 戸の助成は私はどう考えてもちょっと少ないのではないかと、言っているわりには少ないかと、100 戸ぐらいの補正が後々出てくるんじゃないのだろうかなど。ですから私自身が考えるには、

結果的には当初 1500 万円の予算額が補正予算額 3000 万ぐらいが加わって、終わってみれば 4500 万ぐらいの事業費になってしまうのではないだろうか。そして現実にこの自然減少的な社会増加減少を考えますと、120 戸というのは当然無理な数字でないだろうか。これはあくまでも私の考えですけど、思ったわけでございます。このような考え方も成り立つということを肝に銘じて、本当に緊張感を持って対応してくださることをお願い申し上げます。この点の質問を終わらせていただきます。以上、私の全ての質問を終わります。

立崎委員長

要望でよろしいですか。

武田委員

要望で結構です。

立崎委員長

畠山委員。

畠山委員

それでは総務費の予算書 61 ページから 63 ページ、附属資料の 26 ページですけれども、地域防災計画改定事業、防災資機材整備事業、自主防災組織育成事業、それぞれについてお尋ねをいたします。

まず初めに地域防災策定事業についてでありますけれども、本市の地域防災計画は平成 23 年 4 月に改定されており、この度はどのような点に重点を置いた改定を考えておられるのかお伺いをいたします。

次に防災資機材整備事業についてであります。近年は各種補助金などを活用され大きく増額をされているようですが、北広島市で発生する可能性の高いものへの重点的な整備内容となっているのかをお伺いいたします。

3 点目は自主防災組織育成事業についてですけれども、自主防災組織を育成するにあたってどのような支援内容を考えておられるか、お尋ねをいたします。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管理担当主査

畠山委員のご質問にお答え申し上げます。本市の地域防災計画は畠山委員のご質問にもございましたとおり平成 23 年 4 月に改定をしておりますが、東日本大震災以降、災害対策

基本法、国や北海道の防災計画などの見直しが進められており、こうした上位計画との整合を図ることとしております。主な修正ポイントといたしましては、東日本大震災で得られました教訓や課題、そういったものを踏まえまして災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基本に位置付けていくほか、自助、共助による地域防災力の強化、多様な地域住民に配慮した避難対策など各種防災対策の強化、推進に関する内容を予定しております。次に防災資機材整備事業についてであります。こちらは防災対策の推進を図るため資機材や食料などの整備を地域防災計画に基づき行っております。整備に当たりましては地震災害を想定いたしまして、避難所において必要となる物資の備蓄を進めているところです。平成 26 年度につきましては食料の備蓄のほか、防寒対策の充実を図るため毛布やジェットヒーターなどの整備も予定しているところです。次に自主防災組織への支援についてですが、特に大規模災害時におきましては自主防災組織の担う役割が大きいことから救助、応急対策時に必要となる資機材を市が整備し、自主防災組織に貸与しているところです。こうした資機材の貸与を通じまして、自主防災組織に意識の向上と防災活動の促進を図るとともに、資機材整備に係る負担軽減にも寄与しているものと考えているところです。以上であります。

立崎委員長

畠山委員。

畠山委員

それでは再質問いたします。まず地域防災計画の策定にあたり、どのような組織を立ち上げて検討するのかを伺います。また女性の視点での意見も重要と考えていますが、どの程度女性が参加されるのかも合わせてお聞かせください。

次に防災資機材整備事業についてでありますけれども、先ほど武田委員からもご質問ありましたが、この内容は承知いたしました。今後についても計画に沿って適正に整備を進めていただきたいというふうに思います。

3 点目の自主防災組織の育成についてですが、この事業の評価とも考えている自主防災組織率についてであります。これは昨年も質問しましたが、この 1 年間でどの程度上昇し、設立組織数はどの程度増えたのかお伺いいたします。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管理担当主査

ご質問にお答え申し上げます。地域防災計画につきましては災害対策基本法の規定により北広島市防災会議が作成あるいは修正する計画となっております。計画の見直しに当

たりましては市民の皆様からもパブリックコメントなどを通じましてご意見をいただき、計画に反映してまいりたいと考えております。また計画策定への女性の参加につきましては、防災対策に男女共同参画の視点を反映させ、防災会議における女性委員の割合を高めることなどを求めた指針、こちらは内閣府から男女共同参画の視点からの防災復興の取り組み指針が出されておりますので、市では防災に係る方針決定過程等におきまして女性の視点を反映させるため、防災会議に今回新たに複数の女性委員の登用を予定しているところ です。

次に自主防災組織についてであります。現在設立数は 66 団体となっており、組織率は 52.8%です。これは全道平均が現在 49.5%ですので、全道平均をやや超えている状況であります。昨年と比べますと団体数は 14 団体増え、組織率は 14%高くなっております。以上であります。

立崎委員長

畠山委員。

畠山委員

ありがとうございました。自主防災組織 66 団体、組織率が 52.8%と昨年から 14%増ということで努力した成果が表れているというふうに思っております。これは評価しておりますが、なお一層 100%を目指して推進していただきたいというふうに思っています。

これは要望ですが、総合的な観点から防災対策にかかわる事業への取り組みについて、やはり冬期間の災害を想定した防災計画や防災資機材の確保、自主防災組織に対する国の対応がまだ少し準備不足であると感じております。毎年秋口には防災訓練などを実施しているようですが、冬期間の訓練も必要でないかなというふうに思っております。北海道は半年が冬であります。このたびの防災計画も改定に当たっては資機材の整備、自主防災組織に対する単なる資機材の提供に終わることなく、冬期における対応、資機材の整備、指導についても考えていただきたいというふうにお願いを申し上げまして私の質問終わりますが、何かあればお願いします。なければ結構ですけども。ありがとうございました。

立崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

ただ今畠山委員から要望のありました、特に冬期間の防災対策についてであります。先ほどの武田委員からもご質問が出ましたけれども、市といたしましても重要な課題であると認識しております。冬期間は防寒対策上、公園やグラウンドなどの戸外への避難は一時的なものであることから、収容避難所の迅速な開設を図る必要があると考えております。

し、そのための適切な資機材の整備や人員の体制整備を進めていかなければならないと考えております。今後につきましても冬期間の防寒対策を含めた防災対策の充実のために取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

立崎委員長

大迫委員。

大迫委員

2 点ほどお聞きします。まず学校跡施設の外構部分、表周りは昨日見させていただいてかなりいいものができていると思うのですが、あそこの駐車場について正門前のロータリーは潰して駐車場スペースをとるという話ですけれども、あれだけの規模であれば駐車台数が必要かなと思うのですが、駐車場の確保をどうするのか、現在のところ何台ぐらい停められる予定になっているのか教えてください。

立崎委員長

若澤主査。

若澤学校跡利用担当主査

ご質問にお答え申し上げます。広葉小学校跡施設の外構工事につきましてですけれども、駐車場の拡幅につきましては正面にあります既存の駐車場を拡幅いたしますと共に、団地側、今現在学童クラブ、生きがいデイサービスのある側、こちらの敷地も舗装いたしまして来場者用の駐車場とすることいたします。一番グラウンドに近い棟の裏手のほうにも砂利を敷きまして職員用の駐車場とする予定でございます。ご質問のありました駐車場の台数ですけれども、今現在の計画といたしましては車いす用の駐車場も含めまして来場者分で 57 台分、それから職員用の駐車場で 21 台分を想定して準備を進めているところです。以上です。

立崎委員長

大迫委員。

大迫委員

わかりました。あそこはエコミュージアムが入っていたり、大きな会議室などもありますよね。会議室であればマックスで 150 人入るというお話でしたよね。そうすると全員が車に乗ってくるわけでないにしても、57 台というのはあつという間に埋まってしまうのではないかなと思います。その時の対策をどうするのか。あそこら辺は路上駐車は多分出来ませんので、その対策をどうするのか。あとあそこでグラウンドをどのように活用するの

か。グラウンドを駐車場として置けるのかどうなのか。グラウンドに入るスロープはあるはずですね、大谷幼稚園側にね。その辺の活用をどうするのか。教えて下さい。

立崎委員長

若澤主査。

若澤学校跡利用担当主査

今ご質問のありました駐車台数はそれで足りるのかということですが、通常の使用の範囲におきましては来場者の駐車場は確保できるものと考えますが、例えばイベント等であらかじめ多数の来場者が予想される場合などにつきましては、例えば花ホールの臨時駐車場、少し遠いですがそれらに駐車場を確保するとか、近隣の市の施設の駐車場を確保するなど、運用によって対応することとしたいというふうに考えております。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

グラウンドの関係ですが、実は広葉小学校はお分かりのとおり形状が段々になっておきまして、駐車場の確保は形状的になかなか難しいというのはご理解いただけます。その中で先ほど言った台数の確保、それからグラウンドにつきましても一部スロープはありますが、そのまま車両の乗り入れとなりますと、なかなか普通乗用車だとなかなかつかえてしまうような形状にもなっております。今回一部段差を切り下げまして、緊急時それから何かあったときには、一部乗り入れるようには作業するつもりですが、一般的にはグラウンドを常に開放して駐車場として使わせるということは現在のところ考えていないところであります。以上です。

立崎予算審査特別委員長

大迫委員。

大迫委員

花ホールの臨時駐車場というのは現実的じゃないですよ。少し遠いです。何とかそんなに遠くないところに確保しなければいけないのかなと。大変なのはわかりますけれども、来る人からすると花ホールの臨時駐車場に置いて、歩いて広葉小学校には多分行かない、行きたくないですよ。ですから何とかグラウンドの活用も少し視野に入れていただけたらと思います。これはちょっと答弁はいらないので、それだけお願いいたします。終わります。

立崎委員長

滝委員。

滝委員

それでは 4 項目についてお伺いします。昨日までの代表質問と少し重なるところがあると思いますが、それも踏まえて質問させていただきます。初めに予算書 57 ページの施設管理費新庁舎建設事業についてですけれども、この事業内容については基本設計、実施設計の策定ということだと思のですが、この間の特別委員会で資料を貰った中でまず時期についての確認ですが、これは 7 月中までに策定するという事で間違いないかということが 1 つと、それを踏まえて環境に配慮した自然エネルギーの活用ですとか省エネルギーによる経費削減などの工夫された取り組みはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

2 点目は 69 ページ、大学連携推進事業ですけれども連携協定を結んでから 1 年が経とうとしていますけれども、これまでにどんな特徴的な行事を行ってこられたのか。またそれらの効果についてお伺いします。

次 3 点目、同じく 69 ページ、シティセールス推進事業ですけれども、経済部でのシティセールス事業ということで行っていたのが、今これから企画費として計上されることになった結果と言いますか、どんな違った効果が現れるということを考えているのかをお伺いします。

最後 4 点目ですけれども、お試し移住事業、同じく 69 ページ、武田委員からもありましたけれども、この間いただいた資料には道内 68 の自治体で実施中ということで書かれていたけれども、その自治体での実績や効果などはどのようなものがあったのか。それを踏まえてかわからないのですが、どうして当市でもこの事業を行うようになったのかの経緯を教えてください。以上です

立崎委員長

伊達主査。

伊達庁舎建設担当主査

それでは滝委員の質問にお答えいたします。新庁舎建設事業ですけれども、スケジュールといたしましては基本設計を 7 月末までを予定しております。続きまして実施設計は来年の 3 月までを予定しております。環境に配慮した設備等につきましては、今基本設計の方で地中熱の活用などを検討している最中でございます。以上です。

立崎委員長

若澤主査。

若澤学校跡利用担当主査

それでは大学連携の件に関してのご質問に対してお答え申し上げます。平成 25 年の 4 月に道都大学と包括連携協定の締結を行いましたけれども、その主な事業といたしましては、まず大学の新生の歓迎会におきまして市長の特別講演を行いましたほか、例えば学生に北広島市を知ってもらうということを目的といたしまして、北広島市の概要とまちづくりということで講演を行いました。また学部ごとに市内の施設の見学ですとか、また市の職員による福祉関係の講義等も行ったところでございます。また災害時における相互協力相互支援のための覚書を締結いたしましたほか、2 月には市と共催をいたしまして高校生のバンド大会、「キタヒロポップコン」を花ホールにおいて開催したところでございます。主な事業については以上でございますが、この連携協定を締結した効果はあったかというご質問ですけれども、協定を締結する以前につきましては市の担当部局と道都大学において個別に連携を行なって、事業を行うということが多かったのですが、包括連携協定を締結したことによりまして、市と大学とで全体として連携して取り組む体制が整いまして、こういった一連の連携事業に着手できたということは評価できるというふうに考えております。以上です。

立崎委員長

志村主査、

志村総合計画担当主査

シティセールスの関係からご回答させていただきます。まず 1 点目のシティセールスの体制についてですけれども、これまでは経済部商業労働課を中心として北広島市の地域ブランドの創出、また魅力の発信等をやってまいりました。今までは市の名前を上げていく、向上していくための政策として、まずはブランド作りというような視点から過去数年間進めてまいりました。今回市長の執行方針にもございましたとおり、定住人口の増加という部分につきましては本市が目指す 1 丁目 1 番地の政策ということもありまして、全庁一丸となった取り組みを進めてまいりたいという観点から、平成 26 年度以降、当部政策調整課を主幹として進めてまいりたいと考えております。その中では全庁横断的な担当者会議も定例的に開催してまいりたいという部分も考えておりますし、また政策事業一連の進行管理もしながらですね、定住人口の増加に向けた取り組みを進めてまいりたいという考えを持ちまして、今回移管していこうというものでございます。

続きましてお試し移住の実績状況についてでございます。平成 24 年度の実績でございますが、道内 68 市町村で実施しておりまして、全体的な効果としては過去最高の 1975 人の方が利用をされておりまして、平成 23 年度に比べて約 30%の利用者の増加がされているという状況でございます。また平均滞在日数も 30 日を超えておりまして、短期的な滞在より

も長期的な滞在型が増加しているというところであります。また利用者のアンケートの回答では全体の 85%が大変満足または満足しているとの回答をいただいております。ちなみに利用者の状況ですが、首都圏の方々が 40%、近畿圏在住者が 24%、中京圏いわゆる愛知県方面ですけれども、こちらの方は 12%の順で報告をいただいております。このような部分も踏まえて我が市でも本当に定住をして、北広島の環境で生活をしていきたいという方々を募り、進めてまいりたいという部分につきまして判断に至ったところでございます。このようなことを踏まえて本当のうちの市の素晴らしさを訴えて情報発信もしつつ、定住人口の増加に努めてまいりたいと考えています。私からは以上でございます。

立崎予算委員長

滝委員。

滝委員

ありがとうございます。まず新庁舎の建設事業についてですけれども、この間の委員会においても地中熱のことについてはお聞きしました。環境省からの補助金があるということでそれも検討していきたいと。この新庁舎の基本方針においては、省エネルギーですとか環境に配慮したクリーン庁舎の実現を目指すということで、ほかにも太陽光発電とか様々他にもまだまだあると思うので、そういったことも含めて新たな、例えば北海道内では沼田町や美唄市で行っている雪を使った冷熱エネルギーですとか、雪は皆さんにとってネガティブなイメージしかないかわからないですけど、実は時期を変えれば本当に素晴らしいエネルギーになるというか、そういったものがこれからこの 1 年の間に新たな見解として考えられるのか。やはりクリーン庁舎を目指すということで出ていますので、そういった取り組みが積極的に行われるのかお聞きします。

2 目、大学連携事業についてですけども、今回初めて 10 万円という予算がついたのですが、この具体的な使い方というか内容についてお伺いします。

3 点目、シティセールス推進事業についてですけれども、こちらの附属資料の方に PR パンフレットの作成と、あとテレビ CM というふうに書かれているのですが、どんなパンフレットを作る予定なのかと、あとテレビ CM もどのような内容なのかお聞かせ下さい。あとお試し移住事業ですけども、こちらモニター発信を行うことができる方を対象にするということで、ターゲットを先ほど武田委員も聞かれていましたけれども、年代的なターゲット、若者を狙っているのか、どういう世代を狙っているのかなどがあるのか、例えばモニター発信ということだとネットになるのかなと思うのですが、そういったネット発信の制限などを設けるのか。これ 1 ヶ月となっているんですが、長期になっても大丈夫なのか、この事業もずっと続けていくのか、そういったことも考えていらっしゃるのあればお聞かせください。以上です。

立崎委員長

及川課長。

及川庁舎建設推進課長

滝委員のご質問にお答えいたします。先ほどご回答申し上げました自然エネルギー等の活用につきましては、一事例といたしまして地中熱の答弁をさせていただきましたが、今後進めてまいります基本設計等の中で自然光を利用した照明または太陽光発電、それと自然通風を使って空調の費用を抑えるですとか、色々な方法につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

立崎委員長

若澤主査。

若澤学校跡地利用担当主査

滝委員のご質問の包括大学連携協定に係る部分についてご回答申し上げます。平成 26 年度の予算におきまして、大学連携学生地域活動支援事業補助金という補助金を新たに創設することとしております。この補助対象事業はどんな事業を想定しているのかというご質問だったかと思えますけれども、補助対象事業といたしましては学生を中心とした自主的な活動による、例えば地域福祉であるとか、環境活動、教育文化、観光産業その他まちづくりに関する事業等を想定しております、これらに該当する事業でありましたらテーマは限定せず補助対象としたいというふうに考えております。具体的には例えば高齢者の訪問活動でありますとか、写真展などの学生の展示イベント、またはスポーツイベント、それからお祭りですとか商店街のイベント等の地域イベント活動、これらに対する活動ということがあるのかなというふうに想定をしております。以上です。

立崎委員長

志村主査。

志村総合計画担当主査

シティセールスの関係、お試し移住の関係につきましてご回答申し上げます。

まずシティセールスのPRパンフレット等の内容についてでございますが、今まで私ども市では個々の政策の紹介をするものであるとか、一連の北広島市の紹介という概括的な資料としてのパンフレットはございましたが、今回定住人口の増加に向けた政策のくりとしたシティセールスのプロモーションを考えております。定住したい要件として子育ての状況また教育環境、その他色々な住環境の情報、そういった形でここに住んでみたいなという方々が入りやすいとか見に行きやすいものを、ホームページやパンフレット

という形で先進市等のものも今勉強して考えているところでもあります。同じようにテレビCMというふうになりましたけれども、それだけではなしにシティセールスの映像制作という形でCMに流す映像だけではなく、他のイベント等でも使って紹介できる映像も一緒に作ります。いっぺんに作って、安く色々に対応できるものですから、そういった部分につきましても住みに行くためにはどういう情報がいいかという切り口から紹介できるものを作ってまいりたいというふうに考えております。周辺の市町村では現在三笠市がお盆と年末年始に放送で宣伝等をされております。そういった部分も参考にしつつ、私どもの市ならではの環境を訴えていくシティセールスを展開してまいりたいという形で考えております。

続きましてお試し移住のモニターの関係でございます。モニター発信できる方というのはまず物理的な能力という以前に、モニターを発信することをいとわないと言いますか、協力していただける方という部分からの表現も含めたものとして考えています。近年若い方だけでなく高齢の方々もパソコン等が非常に上達されている方がたくさんいらっしゃいます。ただモニターの協力という部分で、まずはしていただける方かどうかという部分を想定したものとしてご理解いただきたいと思います。それと若者等も当然ございますが、まずはこちらについては全体的には人口増加というものについては若い方々という言葉も出てまいりましたが、本当にこの部分は移住体験してみたいという部分からの入口として、年代的な部分までは特段こちらでは詳しい設定はしておりません。あとネット発信制限について設けるのかということですが、この辺につきましても今後の運用を含めた中で検討してまいりたいと思います。あと長期の滞在という部分につきましても、利用原則というのを基本1カ月というふうにしております。これは近隣市町村から今回制度を考えるにあたって教えていただいたのですが、短期型であればバックパッカーと言われる方々の利用が高くなり、実際に移住したいという方ではなくて旅行感覚で来られる方も多いという部分もあって、またモニターとして発信していただくためには最低1カ月間は生活を体験していただきたいという部分も含めて期間を設定しております。そういった意味も込めまして私どもは多くの方々に体験していただきたいという観点から、その方々が1カ月終了した後また長期でいきたいという場合、その他の応募者の状況等も勘案して、もし他に初めて体験したいという方がいらっしゃればその時に対応してそちらの方を優先とするなど、そういうような運用で考えております。やみくもに長期間やらせないということではないので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

立崎委員長

滝委員。

滝委員

ありがとうございます。最後に新庁舎についてですが、経費がかかってしまうかもしれませんが、やっぱり環境に負荷をかけない自然エネルギーを利用した地球環境に配慮した新庁舎を目指してほしいと思います。それが市民のシンボルとなる新庁舎になると思いますし、市のシティセールスにもつながると思いますのでよろしくお願いします。

大学推進員事業についても、学生にとってもまちづくりにとっても有効にこの 10 万円が使われますようによろしくお願いします。

シティセールス事業については、例えば色んな所に視察に行くとその市の DVD など、紹介でよく観させてもらうこともあるのですが、そういったものもあってもいいのかなと思いましたのでお願いします。

あとお試し移住についてもこれからのことなので色々なケースが出てくるかと思うので、柔軟な対応をお願いして、以上で終わります。

立崎委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12 時 08 分

再 開 12 時 08 分

立崎委員長

休憩を解き再開いたします。

午後 1 時まで休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩 12 時 08 分

再 開 13 時 00 分

立崎委員長

休憩を解き再開いたします。

質疑をお受けいたします。

永井委員。

永井委員

それでは総務費から 2 点、企画費から 3 点についてお伺いいたします。先ほど午前中の質問にもありましたように、総務費は防災費の中から地域防災計画改定事業と防災資機材整備事業について、企画費は企画総務費の中からシティセールス推進事業、あとはファー

ストマイホーム制度、お試し移住事業についてお伺いいたします。

まず地域防災計画改定事業ですが、北海道地域防災計画との整合性を図るためにこのたび改定を行うというご答弁だったのですが、それらが東日本大震災を踏まえた上でという内容でこの 2014 年の推進計画のパブコメの資料を見ますと、その中に原子力災害に備えた地域防災計画の見直しというものも盛り込まれているんですね。それについてどのように具体的な計画内容を見直す計画なのか、これがまず 1 点。もう 1 点、防災資機材整備事業の中で先ほどのご答弁にもありましたが、ジェットヒーター等 4 台ほどの暖房機具を購入する予定であるということですが、避難所の数とか市民の人数などを考えますと、とてもじゃないけれど今あるものの中にプラスこの 4 台が含まれたとしても、特に厳冬期はとても足りないのではないかと考えられます。今後、ジェットヒーターなどの暖房器具のさらなる購入検討を、どのように考えているのかお伺いします。また平成 24 年度時点がありますが、現在飲食料など 5 社の民間企業と災害協定締結を結んでいるということですが、2014 年度のさらなる民間企業などとの災害協定締結の計画などはありますでしょうか。お伺いいたします。

続きまして企画総務費、シティセールス事業についてですが、市民の方からも何をするのか、もうイメージが湧かないという意見などが寄せられております。市民への PR ももっと必要ではないかと思いますが、その辺についてどうお考えでしょうか。また各費用の用途、旅費や委託料など項目が分かれておりますが、この用途についてどのように使われるのかお伺いします。

続きましてファーストマイホーム制度、こちら 50 万円の助成金ということですが、自分でもインターネットなどで道内各地の行われている自治体などを調べたのですが、全体的にきつと新しい事業なのでしょうか。なかなか検索しても、その道内の自治体というのが出てこなくて、大体本州のほうの神奈川県だとかがアップで出たのですが、それで道内の 64 自治体ですね。行われている状況と実態、それとまた現在実施されている 64 自治体の予算と、同等程度のものなのかお聞きいたします。

最後にお試し移住事業ですが、こちらもお試し移住事業ということインターネットで検索しましたら、北海道のホームページが出まして、そこから市町村移住相談ワンストップ窓口一覧というのが出てきたんですね。この中に登録市町村として石狩管内でありますと、江別、千歳、恵庭、石狩、当別、新篠津が出てきまして北広だけが入ってないのかしらと思ひまして、このワンストップ窓口は利用される方々にとっても大変便利なシステムではないかなと思ひますが、当市での検討はどのようにお考えでしょうか。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管担当主査

永井委員のご質問にお答え申し上げます。まず 1 点目の地域防災計画改定事業についてでありますけれども、今般の計画については先ほどご答弁申し上げましたとおり、北海道あるいは国の計画との整合を図るという部分でご説明いたしました。委員からのご質問のありました原子力災害にかかわる部分についてお答えをいたします。原子力災害につきましては、平成 26 年度に 1 年間をかけましてどういった見直しを行うのかの検討を予定しております。原子力ということで非常に専門性が高いということもございまして、学識経験者などの専門的な見地からの助言というものは欠かせないと考えております。まず基本的な部分、これは泊原子力発電所からの距離ですとか風向ですとか、当市の地形的な背景、そういったものを基礎資料としてまして、その上でどういった原子力災害への備えが可能かどうかを 1 年間かけて検討してまいりたいと考えております。27 年度は原子力災害計画ということで、その検討を踏まえた内容を反映させてまいりたいと考えております。

次に防災資機材整備事業についてでありますけれども、冬期の防寒対策の充実ということで 26 年度はジェットヒーターを購入する予定ですが、備蓄目標は 10 台ですので、この数量は 26 年度でおおむね達成いたします。このほかにポータブル石油ストーブが現在 104 台ほどありまして、機材に関わる備蓄というものは、おおむね計画どおり進んでおります。災害時の防寒対策については、当然委員のおっしゃったように資機材の整備というものも重要だと考えています。あと合わせて民間事業者との連携という部分も両輪で進めていきたいと考えております。

続いて災害時の協定についてでありますけれども、25 年度は恵庭に会社がございまして、ロンゴ株式会社と災害時の協定を締結させていただいております。こちらは段ボールを扱っているメーカーでありまして、避難所における段ボールベッドですとか、簡易間仕切り、そういったものの提供を受けるというような協定を結んでおります。これによりまして避難所における生活の安定、プライバシーの確保も含めまして、少しではありますけれども体制は進むのではないかと考えております。今後につきましても災害時の民間協定というのは 1 社だけで全てが完結するものではありませんので、色々な業種の企業に協力をいただきながら、市の安全対策の向上を一層強めて進めてまいりたいと考えております。以上です。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

シティセールスの関係とお試し移住の関係についてご答弁させていただきます。まずシティセールスの関係、26 年度につきましては、まずうちのまちのわかりやすいパンフレットの作成、それからシティセールス関係に伴う映像、それからテレビの広告、各種イベントなどに出店する際の旅費等を計上しているところであります。委員ご指摘のとおり、ま

ずよくわかりにくいということが、やはり 1 番にあるところですから、職員も含めてですが、今うちのまちの状態、良さ、他の都市に比べてどの水準にあるのかなど、もう一度わかりやすく整理した上で市外の方はもとより市民の方に 1 番、うちのまちはこういことだということがわかりやすく伝わるような PR を行っていきたいということで、今までは経済部が中心となってシティセールスを行ってきましたが、当然経済部のほうでも観光中心に町の PR はしていただきますけども、企画財政部が今回所管することになったことにより子育て、教育、福祉、その他含めて、まちの良さというものを 1 つにまとめて一体となって発信していくというようなことから、この事業を推進していきたいと考えております。それからお試し移住の関係ですが、新年度、北海道の移住促進協議会 5 万円の負担金を予算計上しておりますして加入いたします。これによりまして今、委員がおっしゃったホームページのサイトにも登録されたり、各種雑誌に載ったりします。今まで加入金の関係から予算措置も含めてなかなか難しいということではございましたけども、今年度新たにこれに取り組むことにいたしました。以上です。

立崎委員長

志村主査。

志村総合計画担当主査

ファーストマイホーム支援の道内の実態の件についてご説明させていただきます。大体 64 を超える自治体でやっているということで、内容としては先日の答弁にもありましてしており、住宅に係る助成または商品券の支出などそういった部分がメインになっております。小さくて大体 8 万円ぐらいの助成から始まりまして、最大で 350 万円ぐらいの補助を出す自治体もあります。予算というのは正直全部押さえきれてはいないのですが、たまたま先進的にされている自治体に問い合わせたところ、そちらは空知管内の自治体だったのですが、予算に対して半分の応募がある程度だったというように聞いております。件数とまたその支援の額にもよりますけれども、大体予算の範囲内で終わっております。ただしこれはその立地条件等もありますので、一概に参考になるとは言えないのですが、一応中身としてはそういう支援になっています。また支援の進め方については子どもがいればさらに 20 万円加算するだとか、その市町村が定める住宅広報とか理想の住宅を建てる場合にはこれぐらいのお金を出すとか、そういう加算のやり方もあるというふうになっております。以上でございます。

立崎委員長

永井委員。

永井委員

先ほどシティセールスのほうで旅費、委託料などの各項目についての内訳内容お聞きしたのですが、再質問いたします。地域防災計画改定事業ですが福島第一原発の、あの大変な事故がありましたことから、各地でもやはり原子力発電所ということに、その原子力災害ということに関しての危機感というものが大変高まっていると思います。皆さんもご存じのように北海道では函館市長が海を挟んで向かいの青森県の大間原発指し止め訴訟を自治体として全国で初めて起こしたということもありますので、ここは是非ここ北広島からでも原発ゼロ、そして北海道でいえば泊原発再稼働反対ということを表明していくべきではないかと思いますが、その辺についてこの計画改定に盛り込む予定であるかどうかをお聞きいたします。

もう 1 つ、先ほど午前中の質問からも出ていましたように、冬期間の災害、これも大変ひどいものなので今年は北海道よりも本州のほうで大変ひどい状態になっていたかと思えます。その中でもやはり民間企業、パン製品を扱う大手企業が暴風雪で通行止めになったときに周りにはいる車の中に閉じ込められている人たちに対し、その商品であるパンを配布したということも大変話題になっておりました。このように飲食料やまた防寒対策用の毛布だとかこういう段ボールだとかも本当に必要だと思いますので、これはぜひ今後も民間企業との協定を積極的に結んでいっていただきたいと思えます。これは要望で。再質問はその地域防災計画改定事業に関する質問でお願いします。

立崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

永井委員の再質問にお答えいたします。泊原子力発電所の件は、国の政策に係る部分ですので 1 市町村の私どもの立場での答弁はできないものと考えております。ただ、市が進めていく原子力災害対策としましては、市民の皆さんが安全安心で生活できるような対策ということで、北海道の原子力災害対策に沿って、北広島市として何ができるのかということや学識専門の方々に助言をいただきながら、検討していきたいというふうを考えております。以上でございます。

立崎委員長

志村主査。

志村総合計画担当主査

それではシティセールスの事業費に係る部分を若干説明させていただきます。まず旅費といたしまして、シティセールス行動費という形で今回移住フェア等に出店して行動しているということ、こちらは東京、大阪等の旅費として 36 万 3000 円、その他シティセ

ールスのプロモーションの製作として委託をかけた上で、こちらは映像として 96 万 2000 円程度、その他ホームページの改修ですとかシティセールスの宣伝媒体という部分で、パンフレットとかそういったものもご用意して、その他ビジュアル的な企画の経費と先ほどの映像も含めると 412 万円という形になっております。そしてテレビに対する広告料として 97 万 2000 円ほど計上してございます。その他フェアへの出店料ということで 8 万円程度を見込んで、今予算を作っております。以上でございます。

立崎委員長

野村委員。

野村委員

それでは先ほど少し滝委員がお話したことに関連してなのですが、2 点ほど質問します。まず 1 点目は 57 ページの新庁舎建設事業、私も特別委員会に入っていますから、一応しゃべることを色々やっていたのですが、たまたま滝委員がお話したこともあって、もう 1 回質問したいなど。

2 点目は先ほどから言っているシティセールスの件、69 ページですか、この 2 点について質問します。最初に新庁舎の方ですけど、何年ぐらい使うというふうなことで建てるのでしょうか。あとシティセールスに関しては非常に素晴らしいことと思いますけど、先ほど滝委員がお話した時に、今まで経済部がやっていたことが企画財政部に来たということで、私はこれは非常にいいことだと思っていますけれども、なぜ企画財政部に来たのか、もう 1 回お話を聞かせていただきたい。

立崎委員長

及川庁舎建設推進課長。

及川庁舎建設推進課長

野村委員のご質問にお答えいたします。使用する部材ですとかそういうものでも変わってくると思うのですが、一般的に庁舎につきまして耐用年数は、おおむね 45 年程度となっておりますが、それ以上持つような形で長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

シティセールスの新年度の推進体制ということで、今まで経済部が中心となってシティセールスを行っておりました。これにつきましては、特にそこに問題があるということではなく、やはり分野的に観光、いわゆる交流人口の増加というような形での、まちのPRということに力点を置いたような形の活動となっております。昨今から色々話になっております人口増加に向けての取り組みについて、当然交流人口の増加も大切ですが、実際のうちのまちを知っていただいて、住んでいただくということに対する取り組みも、必要だということで、全庁的に取り組んでいる事業を、もう一度他のまちとの水準と比べながら、PRできるものはしっかりまとめてPRするという趣旨から、企画財政部が今回行うことになりました。経済部においては、都市型の観光推進事業ということで、新たに今までやっていたものを、また力強く推進するための予算経費が、今回盛り込まれているところございます。以上です。

立崎委員長

野村委員。

野村委員

新庁舎の部分で 45 年から 50 年ぐらいということは、半世紀ぐらい持たせるということですね。恐らく私はもうその時は死んでいると思うのですが、それほどやはり今回の庁舎建設ということは色々なことを考えて、後で取り返しのつかないことがないようにということでやらなくちゃいけないというふうに思います。そして先ほど滝委員もおっしゃっていたように、今はエコの時代だとか環境の時代だとかそういうふうなことで、初めから空調や暖房などの色々な設備、自然光のエネルギーなども取り入れると。当然そうです。ただ先ほどまでの話ですと 7 月にもう基本設計ができてしまうということで、ある程度そこでできてしまうわけですね、その 50 年先のものの根本的なこと。今までの中で実は私のところにちょっとお話があるのは、西部小学校かな、新しく 8 億円ぐらいでできたところがありますよね。ああいうところも実は建てた後にすごく素晴らしい建物だったのに、いざ使ったら寒いと。なぜ部屋のところが寒いかといたら、初めからそういう色々な設備に関して、環境とか暖房とかそういうのもトータルで設計の中に入れていけば良かったのだけど、図面的に全部できてしまった後から、こういうところにストーブつけますよとか、結局色々なものを設備を置いた後に、ここ空いているから付けようとか真ん中に付ければ全体的に暖かいけど、端っこに付いているということで寒いとか、あるいは外から見てもむき出しになりますよね。そういうふうなことだとか、あとは皆さんも車を運転していればわかると思いますが、大体 70 キロぐらい、高速だと 80 キロですか。このぐらいでずっとアクセルを踏んでいると、ガソリンというのはあまり減らないですよ。でもある程度普通の街中で信号で停まったり、またついたりなんかすると、エネルギーがすごく消費するというので、暖房も同じですよ。ドイツとかに行きますと、冬の間はストーブ

を 24 時間焚いているんですよ。それで温度が仮に 18 度とか低いけれども、結果的に 24 時間焚いていて勿体無い。そして今回の総合体育館がありますけど、勢いよくヒーターみたいのでやると。でも暑いから消すと。そしたらまたつける、消すと繰り返していたらトータルの非常に燃料を使うんですよ。さっきの省エネだとかそういうことも含めて考えたときには、その最初の計画の中から入れてかないとだめだということですね。特にエネルギーの問題に関しては、そういうふうなことができてから何かをやるというのではなくて、最初からこういう自然光だとか色々な新しいエネルギーだとかなるべく負荷のかからない、あと人間に優しいとかそういうことが大切だと。しかも今回の庁舎に関して言えば、議員とか市役所の職員だけじゃなくて、子育てとかそういった施設もあると。外から入ってくる。インフルエンザなどの時期だったらうつってしまったりするとか非常にありますよね。あと保健センター的な部分でお年寄りがあると色々なこともありますよね。色々な方が入ってくることが考えられる建物ですから、そのところはこの 3 カ月が勝負だと思います。完成した後に設備の人に安いのをつけてくれというそういう考え方ではなくて、50 年先の部分の中でちゃんとしたものを組み込んでいくと。そういうふうな考えを持つべきだと思いますけど、その点どうでしょうか。

あとシティセールスの部分に関して言えば、企画財政部でやるということで、これも 12 月の質問で言いましたが、今まで経済部じゃなくて企画財政部のほうでいいよというようなことをお話もしているんですね。それは期待もしていますし、今回は定住人口が特に主で、メディアを使うなども非常にいいことだと思います。たださっき大迫委員のお話を聞いていて、昨日僕は広葉小学校の跡地のエコミュージアムに行けなかったのですが、駐車場が 57 台分、あと職員用に 40 台と言っていましたけど、結局企画財政部でこういう仕事をするということは何が一番そのメリットがあるのか、大切かということ、実は自転車道路を造りましたよと。元々あの自転車道路は相当昔からあって、札幌の人にレジャーというか休みになったら自転車で来てもらうと。そしてそれが北広島の活性化になると。その最終の所はレジャーの森ということでレクの森だったんですよ。その横に実は金属造形を見る所もあったんですよ。だけどバブルがはじけて、それは造らなくなったでしょ。でも結局そこまで人を引っ張ってくるとか、見るとかっていうふうなことが 1 つの戦略だったんですよ。企画だったんですよ。今回もエコミュージアムにそういう施設ができるわけですよ。そしたら駅前に降りた人はどうやってあそこに行くのかとか、あるいは自転車で来る人はどうやって来るのかとか、そしてそういった人達は来た時にここで休んでもらって、その近くで食事してもらおうとか、そういうトータルのことを考えるということがこれから地域を活性化することだし、交流人口の目的でしょ。だからそれを企画財政部は考えるからいいんですよ。最初小学校だったから、駐車場がああいうふうなことで狭いから、結果的に少ないですよと。そしたらそれをどうするのかということです。駅前の芸術文化ホールの臨時駐車場に車を置くのもいいですよ。じゃあ歩いていくなら歩いて行くで最短距離はどうなのかとか、札幌から来た人が借りにきたら、自転車で行ったら面白いですよとか、

そういうふうなものを考えてもらいたいから言ったんですよ。その点についても一応もう 1 回お聞きしたいなと思います。

立崎委員長

及川課長。

及川庁舎建設推進課長

ご答弁申し上げます。まず環境やエコに配慮した庁舎にするという点でございますが、委員からご指摘ございましたとおり、まず配置ありきではなく、やはり空気の流れですとかそういうものをきちんと考えた上でそれも加味して、庁舎内の配置等をしていきたいと考えております。また湿度につきましても、インフルエンザなどが今流行っております。そういう面で湿度管理なども大切な部分ではないかと考えております。今後につきましては、それらを加味いたしましてイニシャルコスト、ランニングコストなど費用対効果等を検証しながら基本設計を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

企画財政部が行いますトータルのなまちづくりも含めての話ですけれども、今おっしゃったように、それぞれ単体で行っている色々な事業をどう繋ぎ合わせて、どういった形でより相乗効果を上げていくのかということが大切な視点だと思っています。そこに関して、具体的にぱっとその答えがこうだこうだと即効性のあるものはなかなか難しいとは思いますが、今おっしゃったまずは広葉小学校跡施設ひとつにとって見ても、例えばアクセスの問題、サインの問題、含めて色々出てくるかと思いますが、今とりあえず事業を動かすにあたって、その辺はやりながらでも色々工夫しながらそこはつなげていきたいと思っています。それから企画財政部が関与することによって全体のまちづくり、地域の活性化に向けては、先ほど答弁もありましたけれども、全庁的に職員の中でも意識を共有し合って、どういった方向に進むのかということも色々考えてみたいなと思っております。以上です。

立崎委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは何点か質問させていただきます。先ほどから畠山委員も永井委員もお話していた地域防災計画について 1 つだけ質問させていただきます。うちのまちは多分この前の改定の

時はちょうど 3.11 の時で、もうその前にできてしまっていて、今回は東日本大震災があったからの改定になるのですが、予算書を見ますと 324 万 5000 円の予算がついていて、あと委託経費が 319 万 7000 円ということで、これは恐らくコンサルに委託ということになるのかなと思うのですが、となると残りは 5 万円ぐらいかなということで、先ほどから地域防災会議ですね、畠山委員の質問の時に今度は複数の女性も登用するというご答弁があったかと思うのですが、女性の視点というのはもちろんですけれども、高齢者や障害者もどんどん増えているということで、福祉避難所のことですとか、あとは前から必要性が言われている避難所マニュアルのこととか、やはり震災以降考えていかなければいけないことがたくさんあるかと思います。市民の意見はもとより専門家などからも広く意見を聞いて計画を改定すべきと思うのですが、実際のところこの防災会議というのは何回ぐらい持たれて、改定に繋げていくのかということをお伺いします。

次に決算書の 69 ページあたりからですが、行財政改革推進事業についてですが、これは行財政構造改革大綱実行計画というのが 2014 年度で一区切りがつくということで、次の計画はどのようになっていくのか。22 年の報告を見ますと、91.6%の実施率ということは言われていますけれども、私が思いますに市民参加、市民協働の分野に関して言いますと、着実に進歩しているとは言い難いのではないのかなというふうに感じています。計画の中では市民と行政がパートナーとして事務事業の見直しをすることや、市民参加で共同の仕組みを整備する、そして地域の自主性を生かした政策を展開するとなっておりますが、次の計画の中では方向性はどのようなものになっていくのかをお示し下さい。

それに関連して同じく 77 ページにあります市民協働推進事業、市民参加推進事業についてですが、実際のところ条例や指針はできていますが、進めようという意欲が私にはなかなか感じられないのですが、以前から新しい手法にもぜひチャレンジしてほしいということを提案しているんですけども、実際市のホームページなどの色々な案内を見ても情報がとても遅いと思いますし、関心のある市民へのメール通信などそれほど予算がなくてもすぐにできるのではないかと思うのですが、パブリックコメントがほとんどないと、0 が並んでいますよね。それも本当の情報が伝わっていないからではないかと思います。広報とかホームページを目で見ると個人宛てに情報が届くのでは、やはり受け手の気持ちの持ちようも違うと思います。この辺について今年度は新しい手法にチャレンジする、そういうお気持ちがあるのかどうかお伺いします。

それと同じく 77 ページ、以前からお話しているのですが、男女共同参画推進事業ですけども、冊子ありますよね、年 1 回発行される「えみんぐ」。こちらは増刷の予定はあるのかどうかお伺いいたします。

それから少し戻りまして 69 ページの公共施設適正配置計画策定事業ですが、ここの欄を見ますと 3 桁、4 桁の数字が並んでる中で、今年は 4000 円の予算がついていますけれども、これは過去に建設された大量の公共施設の更新時期に対応するために、地方公共団体に対して、総合的かつ管理的な管理の推進を要請して、その推進のための計画作成に要する経

費について国のほうで、財政措置もされているかと思うのですが、公共施設の更新というのはたぶんこの自治体でもすごく大きな課題になっているかと思えます。この辺についてすでに色々先進的に取り組んで、この計画で造っている自治体もあるかと思えますが、当市における今後の取り組みはどのようになっていくのかお伺いします。

立崎委員長

橋本主査。

橋本危機管理担当主査

田辺委員のご質問にお答えいたします。地域防災計画改定事業についてであります、26 年度防災会議を開きまして計画の見直しを進めてまいりますけれども、会議の開催は今現在おおむね 2 回程度予定しております。防災会議に諮る計画原案につきましては、事務局において整理をさせていただきます、その後各防災委員、国ですとか北海道、市内で言いますと医師会とかそういった団体の機関の方々にご説明をさせていただきながら、計画策定を進めていく予定をしております。あと田辺委員からお話のありました防災に係る各種マニュアルにつきましても少し遅れている部分もございますが、現在整備を進めているところであります。以上です。

立崎委員長

川口行政推進課長。

川口行政推進課長

1 点目、行革についてでありますけれども、市政の最上位計画である総合計画を具体的に進めるため、必要な制度、組織、考え方など執行体制の改革を行うものと考えており、例えば政策評価の部分あるいは行政を進める上で必要不可欠となった市民参加、協働のための制度の確立、あるいは最適な形で市民サービスを行うという意味で委託、指定管理者の導入など行政システム全般にわたって改革が進められたと考えております。このため平成 26 年 3 月を目処にこれまでの行革の総括を行い、それを受けて 26 年 6 月を目処に策定方針を決定していきたいと思えます。当然 6 月前後には市民からなる委員会を開く、あるいは議会と話し合いを持つなど十分な意思の疎通を図って策定方針を決定していきたいと思えます。それで 26 年 10 月頃に新大綱実行計画案の決定、そして市民参加制度等があるので 26 年 12 月には最終的な大綱実行計画の決定を行っていきたくと考えております。

それと市民参加と協働についてですけれども、当然現大綱の中でも大きな行革のテーマであるということから、今申し上げましたように、総括の中あるいは策定方針決定の中で、十分な議論がなされるのではないかと考えております。

それと市民参加協働、条例はできたけれどもその後の進展はどうかという部分ですが、

市民参加については去年、一昨年から市民参加推進会議を中心に毎年 20 から 25 の市民参加手法について評価を行い、ホームページ上に公表するなど積極的に情報公開をしております。また、各現課と行政推進課の間では、常にこの部分について市民参加が必要なのかという議論も戦わせておりますし、庁内でも庁議であるとか部長会議では必ず政策を実施する時において、どういった市民参加の手法が必要なのか等々が、議論されている状況にあります。また、市民協働においても例えば協働指針に基づき公益活動事業補助金、協働事業提案制度の導入を行ったほか、それぞれの部署において例えばミニデイサービスであるとか、地域お茶の間の実施、あるいは富ヶ岡地区の市有林の整備などで協働を進めているところでもあります。また市の補助金の交付などを通じて自治会、NPO、またこれ以外の公益活動団体が例えば生涯学習、地域活動、地域福祉、子供の健全育成、スポーツの振興、環境保全と広い範囲にわたって協働を進めるということで、決して制度だけを確立したのではなくて、実際に運用面もなされていると考えております。それと市民参加協働において新しい手法等の検討ですが、大きなテーマとしましては確かに行革の部分では、市民活動センター等実施できないものもありました。そういった部分は総括等で整理していきたいと思っておりますし、新しい手法等についても先ほど言いましたように大きなテーマであるので、行革の中での議論は当然として市民参加推進会議という会議もあるので、その中で検討していきたいと思っております。

最後に男女共同参画の「えみんぐ」についてですが、今 26 年度の予算についても基本的に増刷はしないということです。ただ 2000 冊は刷る予定でおりますので、部数的には問題ないと思っております。配布方法等については検討していきたいと思っております。以上です。

立崎委員長

武田主査。

武田企画調整・地域交通担当主査

それでは公共施設適正配置、予算の関係について説明させていただきます。確かに今年度は 4000 円という低い金額を計上しておりますが、北広島市におきましても人口が急増しました昭和 50 年代から平成初頭まで大量に公共施設が建設されておりました、今後それが老朽化のために一斉に更新時期を向かえ、莫大な費用がかかるということが想定されております。また少子高齢化、それから緩やかではございますが人口減少等々から住民ニーズの変化などもございますし、それらを合わせて北広島市内における公共施設の用途とかの見直しが必要というふうに考えており、公共施設の適正配置ということ今回計上しております。それで色々なやり方はあるかと思っておりますが、今年度につきましては、各公共施設を市内分散して所管しておりますものをまず一元化して管理しなければならないということがありますので、26 年度につきましては、各所管が持っている施設の例えばコスト情報といいたいでしょうか、どのようなコストがかかっているのか、それから利用実態、運営実態、

改修記録とかそういうものをまず集めまして台帳管理をする、そしてそれらをもとに、公共施設適正配置の基本方針等の作成を考えておりますので、26 年度につきましてはそれらにかかる事務的経費しか計上されていないところであります。以上でございます。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

今回国が示しました公共施設等の、総合的な管理の老朽化対策の推進ということで、この計画を策定するにあたっては国のほうでそのかかった経費の 2 分の 1 を、特別交付税で措置するというふうになっております。実際その計画を策定して建物を仮に除去するといった場合については、今まで財源措置がなかったですけども地方債を発行して除去してもいいという制度であり、この計画がなければだめだということで、今説明あったように、まず方針を決めた後、次に行く計画の中で具体的なものが出てきた場合、これらの制度は活用するというふうを考えております。以上です。

立崎委員長

田辺委員。

田辺委員

ということはやはり国の財政措置は 1 年限りではないということで見越していいのでしょうか。そうですか。わかりました。今の公共施設の関係ですけれども、やはり一斉に色々な施設の更新時期を迎えて、財源的にはすごく限られてきていると思いますので、どうやって今ある既存施設を維持していくかということは本当に大きな問題だと思います。できるだけ将来の子供たちに負担を残さないためには、複合するとか多機能を持たせるとか、新しく作るよりもコンパクトに集約していくという手法が、必要になってくるのではないかと思います。こういう計画を作って、また今年度でなくて次年度から計画を作っていくことになると思うのですが、やはり将来のことになりますので、若い世代のそういう意見を聞く場もぜひ設けていただきたいと思います。

少し戻りまして防災計画についてですけれども、先ほど個別の色々なマニュアルも作っていくというお話でしたが、本当に大変な震災があったわけですから、その教訓というのがたくさん出てきていると思いますので、それを生かしていくことが大切だと思いますので、ここは多分小学校や中学校の体育館が避難所になってくると思いますが、安全性とか資機材のことも含めて避難所マニュアルというものを作っておくには越したことはないと思います。災害は忘れた頃にやってくるといわれていますので大変だと思いますけれども、ぜひスピードアップして作成していただきたいと思います。

市民参加、市民協働についてですけれども、色々なことを担当課や職員の方々が一生懸命やられているのはもちろんわかっているのですけれども、市の職員、管理職を含めて皆さんの意思が、このことが大事だということが共有されているのが一番いいと思うのですが、やはりどこの市でも今、市民協働推進課というそういう体制、きちんと課として持っている所もたくさんありますので、そういう協働推進課というのを強化、今後下っていくのではなくて強化していくお考えはないのかお伺いします。

それと市民参加の手法ですけれども、今年もこの予算書とか色々議案を見ますと、総合計画の推進委員会ですとか保健福祉も各更新の時期に来ているのでたくさんの委員会が開かれると思いますけれども、一人の方が複数の委員会に所属するとか、毎度またこの方かというような同じ方が審議会に参加するというのではなく、やはり無作為抽出など新しい手法で行政側から呼びかける手法をぜひとって、多様な意見を取り入れる場をぜひ積極的に作っていただきたいと思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

立崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

ただ今の田辺委員の再質問にお答えいたします。質問の中にございました各種マニュアル、それから私どもは当然マニュアルだけではなくて防災計画ができたからといって安心しているわけではございません。それに伴う資機材の整備ですとか、人員の体制、そういうものもすべて含めた中で防災対策を進めてまいりたいと感じておりますので、委員のご指摘のとおり迅速なマニュアルの作成等に進めてまいりたいと考えております。以上です。

立崎委員長

高橋部長。

高橋企画財政部長

組織のあり方についてご答弁申し上げます。今総務のほうで平成 27 年度の組織体制に向けて検討がなされるという中で、市民協働がいいのか、どこの部分をどうやってやるのかということが検討されると考えております。ですから今具体的に、ここはこうということとは申し上げられませんが、そういう予定でいます。27 年度に組織全体の見直し作業がありますので、その中であり方も含めて検討されるものと考えております。

立崎委員長

川口課長。

川口行政推進課長

新しい手法ということで例えば無作為抽出等でありますけれども、確かに今現在行っている市民参加というのは、自ら手を挙げた人たちの声ということであります。したがって今後は、いわゆる声なき声を聞くあるいは幅広く聞くという意味も込めまして、先ほど言いました検討段階において検討していかなければならないと考えております。以上です。

立崎委員長

田辺委員。

田辺委員

ぜひ積極的に行政側から市民に呼びかけるという手法をとっていただきたいと思います。他の自治体でもたくさんやっている所がありますし、誘われたら行くという方がたくさんいると思います。私も色々な所によく傍聴に行きますが、同じ顔によく会うんですね。ですからそこは積極的に取り組んでいただきたいです。

それと組織の体制でこれから色々お考えになっていくということでしたけれども、やはり市民参加協働というのはこれからの行革を進める上でなくてはならない箇所だと思いますので、活動センターのことも含めてですけれども、縮小することのないようにどちらかというと拡大する方向でぜひ考えていっていただきたいと思います。終わります。

立崎委員長

鈴木委員。

鈴木委員

1点だけ、予算書 70 ページ、資料 33 ページの都市計画調査費の市街地活性化事業についてお尋ねしたいと思います。

北広島団地の活性化計画の推進がこの件につきまして大きな柱であろうかと思いますが、本年 1 月に私ども商工会の三役研修会というのがありまして、その時に講師として石狩振興局の神局長にその部分で講演していただきまして色々勉強してきたわけですが、その終了後の懇親会で神局長から北広島市のコンパクトシティに関する取り組みにつきましては激励の言葉をいただいたところであります。そこで高齢に伴う団地内活性ということにつきましては、石狩管内にございます 3 つの道営団地にも同様の悩み、そして問題が提起されていると。その時にもそういう色々な話が出たわけでありまして。石狩市の花川花畔ですとか、江別市の大麻、そして本市であります。そこで道営団地は超高齢社会と、高齢社会でなくて超高齢、高齢化率四十数%ということにもなっておりますので、もうそこには超という言葉がついても過言ではないのかなというふうなことを感じるわけでありまして、そ

のことからも非常にスピード感を持って対処すべきと私は考えております。

そこで特に 4 つほどお聞きいたしますけれども、特に一般住宅につきましては、先に述べたその 3 つの道営団地にも私は活性化の協議会、要するに 3 市の協議会なるものを官民で早くに立ち上げて、その中で互いの問題点を整理し、そして解決策に導く必要があると思いますがいかがでしょうか。

また 2 番目ですが本市の道営輝美団地でございますけれども、ここも再整備はやはり喫緊の課題だと。その老朽化したものを綺麗にして一時的には立ち直るわけですが、またすぐにそれが保てなくなるということも私も目の当たりに見ているわけです。そういうことでございますので、早期に再開発について道とも協議すべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

そして 3 つ目、この輝美同様 JR 北広島駅西口の UR についても同じようなことかと思えます。ぜひこのあたりも早く話し合いを進めていただきたいと。そのあたりのお考えを。

4 つ目、今回のこの予算審査も含めて代表質問もそうなのですが、企画財政部はどうなんでしょう。非常に忙しくて寝る暇もないぐらい多種多様な課題を抱えてるような感じですが、そういうことからぜひ、先ほども高橋部長もおっしゃっているような形の中で 1 つは事業を進めるがための再編成ということも考えたときに、この今の団地の活性化についてもぜひ専門分野というものをきちっと作って解決していくような形でご努力いただきたいというふうに思うのですが、そのへんの考え方、この 4 点についてお聞きしたいと思います。

立崎委員長

山本主査。

山本 緑・景観担当主査

鈴木委員のご質問に対しましてご回答させていただきたいと思えます。1 番目の件についてですが、今年の 1 月に北海道、札幌市、石狩市、江別市、また北広島市の団地の活性化の担当者と、あと NPO 法人と大学教授が集まりまして、団地の再生勉強会が開かれまして、出席してきたところでもあります。この中でも各自自治体の団地再生に向けての取り組み内容の説明とまた意見交換がなされたところでもあります。これからもこのような機会をとらえて、積極的にそのような勉強をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

立崎委員長

高橋部長。

高橋企画財政部長

それでは輝美団地の関係、それからUR住宅の関係含めてご答弁申し上げます。道営住宅の再生については高台町団地が平成 27 年度に完成する予定ですが、現在改修計画をやっているところでございます。これまでは道営団地なものですから、どちらかというと北海道がイニシアチブをとって、地元とあまり協議をしないままいつの間にかという時代もありました。それで高台町団地からは地元の意見をきちっと反映させていただきたいということで、北海道と協議会を作りまして、高台町団地でいうと真ん中の道路の歩道がなかったのですが、それを広げてもらったり、それから幹線緑道のアクセスがない、それから中央広場がなかった、そういった部分を積極的にこちらから要望して、北海道が整備をしているところでございます。今後は輝美町団地という順番になっておりますので、私どもも積極的に北海道に関わりながら、未利用地が恐らく再編によって出てくると思いますので、そこはやはり民活を積極的に活用していきたいということで、具体的にはこれからですけれども、そういった取り組みをしていきたいと考えております。そして同じくUR住宅についても一応基本方針はもう出ているのですが、まだ北海道においては具体的な動きが見えてないという状況であります。ただ駅前の北進団地等の場所の良い所はいいのですが、若葉町団地等々は一応身売りも含めた計画になっているものですから、それも含めて我々としては積極的に関わりながら、唯一今団地が疲弊している状況の中で民活を入れながら、新たな受け皿を作っていくというようなことを思っているところであります。

それから最後になりますが、企画財政部は私を除いて優秀な職員がたくさんございまして、そういった意味では人数は多少はありますけれども、何とかやっていくのかなと考えておりますので、今後もトロイカ体制で頑張っていきたいと思っております。

立崎委員長

鈴木委員。

鈴木委員

順序は違いますけれども、例えば高台町団地についても今イニシアチブの話をされましたが、実際にそのような形で管理または運営をしていくのは本市でありますから、ぜひ道にも、道としてもそれは厄介なことかもしれませんけれども、やはり本市の実情というものもしっかり伝えて、それに似合ったような団地を、調整を、また再開発をしていただきたいと。それで特に輝美町団地についてですが、ただこれは私の個人的な意見ですが、見解は異なるのですが、あそこは高台ですから、朝は多分上のほうに行ったら東側から太陽が昇っていくところは大変きれいでしょうけれど、そういう中でこれもどういう形で活用していくとか、入っていただく年齢層にもよりますが、高齢となってくるとやはり高いだけに、そこに取りつけ道路から何から色々な問題も出てくると。もし若い人を入れるなら入れるという様な特殊性というか、そのへんを持った考え方もやはり必要かなというふうに思っています。その辺はぜひ皆様方によろしくお願ひしたいと思ひます。

それで活性化協議会の再生勉強会、これは大いにこれからも繰り返し行っていただきたいのですが、やはりその間ある程度きちっとした、例えば協議会がいいのか何がいいのかは別ですが、やはり 1 つとした組織をきちんと作らないと。これは皆さんの時間が空いている時に集まって話ししましょうという問題ではないのではないかと。ですからその辺はさらに検討して、それこそ北広島がイニシアチブをとって、本当に石狩、江別、北広島というものが、住んでいる方々がやっぱり北広島を、素晴らしい人たちがたくさん住んでいるんだなあと感じていただけるのもシティセールスでありますから、何とかひとつそのあたりを頑張っていたいただきたいと思います。

これで最後にしますが、この 2 月にコンパクトシティというところを商工会でも商業部会で考えていまして、そのあたり勉強会を何度もやっているのですが、そのときに千葉県の佐倉市というところがあるのですが、そこにユーカーが丘という団地がございます。ここは民間開発の団地でございます、もう数十年前から計画的に人口を貼り付けていて、その中でどう運営していくのかと。今我々が悩んでいる高齢化、例えば道営団地が一挙に開発し、一挙に造成を進め、一挙に完成したというのと違って、1 年間に大体 200 戸程度という形の中で 600 から 800 の人口を増やしていったという形の団地ですから、どこをとってもそれほど高齢の部分がないと。これはやはり知恵だなというふうに私は感心しました。株式会社山万というところも非常に色々な事業をやっておりまして、本当に忙しくて最初はなかなか相手にしてくれないということなものでしたから、佐倉市議会のさくら会という最大会派の人をネットで探しまして、断らないような人をまず探そうと思ったら、その人一発目に断っては絶対にくれなくて、それでその人にも色々説明を伺いました。とにかくそういう意味で先進地というのは、そういうまちを今からそうやって作ろうというよりは、考え方というのはやっぱりあるんだなというふうなことも私も痛感して帰ってきたものですから、そういうところも行政の方も大変忙しく、色々なことやっていかななくてはいけないと思いますけれども、ぜひ果敢に、わがまちの定住人口等々のですね、やはり税収の部分もありますから、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。それで部長に一言いただいてから終わりにしたいと思います。

立崎委員長

高橋部長。

高橋企画財政部長

千葉県のユーカーが丘の話につきましては鈴木委員からパンフレット等をいただきまして、実は私の同級生もそこに居を構えておりまして、以前から知っておりました。それで鈴木委員もおっしゃっていましたが、あそこが一番良いところは最初からインフラ、モノレールもそうですが計画的に、本来単なる不動産会社だと一気に売って早く片づけてしまいたい、そうすると一気に高齢化が始まる。そういうことでゆっくり時間をかけなが

ら少しずつまちを広げてきたというところが、今の学ぶべきことかなと感じております。今後も色々な先進地も含めて勉強させていただきたいと思っております。

立崎委員長

他にございませんか。谷浦委員。

谷浦委員

69 ページの地域交通システムについてですけれどもよろしいでしょうか。乗合タクシーについて。年齢も下げ、地域も広げたはずですが、そのあとの乗り合いタクシーの検証結果とか評価があれば。それと今後はどうするのか。

それと上輪厚のほうから小学校に通っている子どもたちがいまして、若干自家用車の燃料代を補助してもらっているそうですが、5人ぐらい子どもが増えたので、できればタクシーでの送迎などを考えてもらえないのかということを言われています。

それともう1つですけれども、市内で今、一生懸命移住の人を呼び込んでおりますけれども、私たちの周りは調整区域が多くて、建物を建ててしまったけれども違法建築でということ、その収入のために建てたはずなのに収入にならないという人もおりますので、その辺を考慮をしていただける方法がないのかお聞きしたいと思います。

立崎委員長

武田主査。

武田企画調整・地域交通担当主査

今のご質問にお答えしたいと思います。まず地域交通システムの関係で乗り合いタクシーの実証運行についてでございますが、谷浦委員がおっしゃられたように23年度から始めまして、毎年実証区域の拡大それから対象年齢の緩和を行って今年3年目で、今現在もこの3月いっぱいまで実証運行している最中でございます。それで検証という部分につきましては、この3月末の運行期間が終わってから始めたいと思いますが、今2月末までの状況でございますが、今回の実証運行では対象者が321名、登録制をとっておりましてその321名のうち94名の方が乗り合いタクシーに登録されております。それでこの10月から2月までの5カ月間で利用された方の延べ人数が59人、運行便数、述べ便数が5ヶ月間で54便ということでございます。5カ月間で対象になる日数が99日間、平日だけのものがございます、それで割り返しますと、運行日数でいくと31%程度の乗車運行、利用便数1日8便でございます。ということでいけば6.8%程度の利用、あと利用者数でいけば1日平均0.6人というのが現状でございます。なお利用者数につきましては延べ人数59人ということでございますが、同じ方が何度も乗られている数字でございますので、実際にご利用された方は12名というふうになっております。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

まず 2 点目にご質問されたいいわゆる通学の助成の関係については教育部が所管しておりますので、今の実態等含めた中で教育部のほうにお話をしておきたいと思います。

それから地域交通システムの今後の方向性ということで今説明がありましたように、なかなか今回、拡大においても実態的には思ったような数字が出ていないというのが現状であります。3 月までまだ 1 カ月ありますので、その実態を踏まえた中で 26 年度その方向性を出していきたいと思います。

それから移住の関係ですが、違反物件は横に置いておきまして、その民間住宅等を借り上げた中でいわゆる移住をしたいという方に関してはですね、色々その権利的な問題などもありまして即座にそれに取り組むことはなかなか難しいと考えますが、将来的に色々ニーズがあった中でどういった対応がとれるのかというのは検討していかなければならないのかなと思っております。以上です。

立崎委員長

谷浦委員。

谷浦委員

移住して、違法でしょうけれども 2 人の話を聞いた範囲内では、陶芸家とステンドグラスをやっているということなので、できればそれを収入に繋げたいということで。収入がなければ移住もより定住にはならないと思いますので、何とかいい方法があればと思います。若い世代なので。

乗り合いタクシーの方は高齢であっても免許がある人はどうしても自分で運転するというので、なかなか利用が難しいのかなと思います。でもやはり必要な人には必要なので、続けていただきたいということなのでよろしく願いいたします

立崎委員長

他にございませんか。川崎委員。

川崎委員

1 点だけ。質問する予定はなかったのですがお願いいたします。先ほど来、防災関連の議論がされていまして、私はイメージ的に少し違うかなあというふうに感じておりますので、その部分について質問したいのですが、確かに 3 年前に東日本大震災が起きて、そして避

難所の悲惨さを皆さん目の当たりにして、未だに避難を余儀なくされている方がいらっしゃるということは大変残念なことであり、またそのイメージが強いのではないかなというふうに思います。ただわがまちは津波の心配がなく、もし参考にするのなら阪神淡路大震災の直下型の地震なんだろうというふうに思います。そのように考えた時に、阪神淡路大震災であの地域の避難所というのは一体どうだったんだろうということ思い出していただきたいのですが、長田地区が相当な広さで火災になりましたね。あそこにいた人たちが、亡くなった方もたくさんいらっしゃいますが、どこに避難したのでしょうかということですよ。向こうは雪もないし、海がないので津波によっての土砂崩れとかがなく逃げやすいということもあって、多くの人たちは親戚や兄弟の所へ、また近隣都市の知人の所へ身を寄せたり、会社に身を寄せた人もたくさんいる。それでもどこも行く当てのない人が避難所へ行ったと。ただ避難所は満度なことはなかったのですが、実は避難所で一番苦労したのが物資、何をやったかという物資の配布、食料の配布ですよ。それが避難所の大きな役割をしてきたわけです。この部分についてはやはりこの地域では、もしそういうことが起きた場合には相当参考になるのではないかと。その部分に目を当てているだろうかというちょっと杞憂はしております。津波がなければということにはならないのでしょうか、わが町は幹線道路が幾つも入っていて交通の便がいい。もしわが町で直下型地震が起きた場合には、相当の皆さんが即座にどこかへ避難するだろうと考えるべきだろうと思います。そうするとやはり先ほど言ったその避難所の機能、例えば即座に避難してしまうけれども避難場所を連絡する場所をセットしておかなければならないとか、今一番大きいのは携帯電話も大体一日経ったら電池がなくなる、携帯電話の充電器機能を即座に設けてあげて個々人が自由に避難できる、またどこか知り合いに迎えに来てもらう、そういう対応が、個々人で連絡がとれるようにしてやる、そういうことが重要なことなのではないかなあというふうに私は感じております。確かに避難所、北海道というこういう状況もあるけれども、そういう方々にはそういったきちんとした対応をしなければならないけれども、多くの方々はそういった形で要は避難をするということもやっぱり念頭に置くべきだろうと。その方々のケアというか、どこへ避難したかわかるような阪神淡路大震災の場合は伝言板や何かで一生懸命捜していましたけど、そういうきちんとした対応ができるように今からしておくとか、そういうことが必要なのだらうと思います。自治防災なんかということも言われていますけども、僕は本社が関西なので、酒を飲む度にその頃のことをよく話しするのですが、自分が被災して避難所生活をしたけども、町内会長や副会長はほとんどがその親類のところに避難してしまって、要は自治会というのは一切なくなってしまったと。そういうところがたくさんあったと。でもその中からみんなが寄り合って、そこでいわゆる自治会ができ上がるのだと。だから何かあったときにその場所に集まって、できる手だてをしておいたほうが良いのではないかと話しております。私の町内会もそういうことで常にそういう想定でやっておりますけれども、やはりそういう考え方というのは持つべきなのではないかというふうに感じたものですから、その辺についての手だてとい

うか今表面化していないので、どういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

立崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

ただ今の川崎委員のご質問にお答えいたします。先ほど来からご質問等も出ていますけれども、避難所運営マニュアル、やはりこの部分については私たち行政の動きですとか、あとは実際の避難体制をどうするのか、例えばこれは出前講座などでも結構やっておりますけれども、避難訓練をきちっとして自分が逃げる場所はどこだとか、それから津波のお話もありましたけれども、うちは海がないから津波の危険はないですけれども、実際もしうちに住んでいる方々が海のある場所に行った時にきちんと津波に対しての対策も必要ではないのかというのは、川崎委員のおっしゃるとおりだと思います。そういうことも含めた中で総合的な防災対策を進めていかなければならない、ただそのためには単純に避難訓練とか避難所だけの問題ではなくて、私たち職員の初動体制ですとかそういうものを含めて物資の配分もありますし、そういう部分をどうするか、どの職員が担当するかという配備体制とかもうちは作っておりますけれども、そういうものを上手くスムーズに進めるために、常日頃からそういう防災に対する意識というのが必要だというふうに考えています。あと例えばお話にあった携帯電話の充電とかは、うちのほうで自主防災組織に無償で貸与しております救助工具セットの中にも手回しの充電式ラジオ、それで携帯も充電できますし、そういう物品も示しながら、皆さんで最低揃えられるような物はご自分でも揃えていただくようなそういう意識の啓発ですとか、そういうものにも繋げていきたいということで総合的な防災対策を進めてまいりたいと思っております。以上です。

立崎委員長

川崎委員。

川崎委員

東日本大震災のイメージというのは大きいかもしれませんが、やはりもう一度阪神淡路大震災を洗い直しまして、当時何が必要だったのか、例えば風呂が欲しいだとか、トイレが足りないだとかそういうことも含めて洗い直して、わがまちの防災対策としていただきたいと思えます。以上で終わります。

立崎委員長

他にございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは 62 ページ、情報推進の件と防災資機材について確認の意味を込めて 2 点に渡って簡潔にお聞きします。情報推進の観点ですけれども、1 つは自治体のオープンデータの推進の取り組みということでお聞きします。これは各課によって色々な行政情報を市民に提供するという各課に聞けばいいのですが、それを全体に取りまとめるのが情報推進課だろうと思いますので、一応総括的にお答えしていただきたいと思います。このオープンデータというのは広く開かれた利用が許可されているデータのことを指し、行政機関が保有する地理空間情報、防災減災情報、それから調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的です。近年、より透明性を高め、市民参画の行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあります。オープンデータは国と自治体が一体となった取り組みが今後さらに求められてくると思いますが、まず本市のオープンデータの取り組み状況はどうか。今後どのようにこういう指針に沿って進めていこうとしているのかをお聞きします。

2 点目は先日も代表質問で少し触れましたが、今回の広葉小学校跡施設のエコミュージアムには公共無線 LAN が設置されたということで、図書館にも設置されると。不特定多数の方が多く集まる場所や外国の方が来るような市の色々な施設にも、将来的にはこういうものが必要とされるだろうと思うのですが、今後の整備の考え方ですね。それから 3 年後にできます新庁舎にもこういったものの整備というのは、基本的にどのような認識でいるのかお聞きします。

それから 3 点目、きたひろ TV 推進事業について、こちらの 25 年度の放映の実態はどのように評価しているのか。もう 1 点は、26 年度に向けて行政情報をもっとテレビで活用できないものだろうか。今後の取り組みとしてどのように考えているかお答えください。

それから防災資機材に関しては先ほど永井委員の質問で少し出てきたのですが、ダンボールベッドの提携を恵庭の企業と結んだということで、これは以前も質問したのですが、その企業とは、いざ災害のときにどの程度の数量、こういった協定を具体的に結んでいるのか、今わかっている範囲でお答え下さい。

立崎委員長

寺岡主査。

寺岡情報推進担当主査

藤田委員のただ今のご質問に対してお答えいたします。まず初めにオープンデータの取り組みについて申し上げます。ただ今、藤田委員から概略のご説明がありましたとおり、地理空間情報等も含めまして、自治体が保有する様々なデータを機械判読が可能で、かつ二次利用が容易な形式でホームページ等に公開するものがオープンデータというふうに私どものほうで理解しております。現状は国が進める IT 総合戦略などに基づきまして、国や地方自治体のほうで実証実験等が進められている状況でございます。私どもの現状につ

いてですけれども、総務省ではオープンデータの進捗について 5 段階で進んでいくようなステップを示しておりますが、ごく初期の第 1 段階であると承知しております。今行われております実証実験等の内容や中身を鑑みながら、市が保有する各種情報についてオープンデータとして公開していけるのかどうかについて、今後調査研究をしていかなければならないのかなと考えている段階でございます。

続きましてWi-Fiの整備についてということで申し上げます。市の公共施設に対するWi-Fiの整備につきましては、施設ごとにホールですとかロビー、あるいは貸室などという様々な利用形態が存在いたしますので、これらのWi-Fi環境の必要性については個別に判断が伴うものと考えておりまして、そういったことから現時点では一律に整備していくということは考えていない状況でございます。現状では各施設管理者が利用の実態を踏まえましてWi-Fiの整備について判断すべきものと考えております。

また新庁舎についても今お言葉がございましたけれども、今後こういった形態の施設にしていくかということは議論されてないと思っておりますので、その中でこういった形を取り組んでいくかということは今後議論されていくのかなというふうにとらえております。以上でございます。

立崎委員長

石黒主査。

石黒広報担当主査

きたひろTVについてでございますが、平成 24 年 6 月に開局しましてから今年の 3 月までに市民からの投稿動画を除いて 117 本の動画を製作、公開してきたところであります。アクセス数につきましても月平均 9000 アクセス、今年度末の累計は約 20 万アクセスいくと見込まれているところでございます。現状の評価といたしましては、昨年 5 月の市民協働推進会議で、今後もまちの魅力を発信していくべきものという評価を得ております。今後につきましては毎月 5 本から 6 本、市内で開催されるイベントや市のお知らせ、市民の活動などの動画で、まちの魅力を発信していきたいというふうに考えております。以上です。

立崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

先ほどの藤田委員の協力協定の関係ですけれども、基本的にレンゴーもそうなのですが、他に 26 の民間団体と結んでおります。それぞれレンタル会社ですとか色々ございますけれ

ども、うちが指示をした中で協議をしながら物品を納入していただくということになっております。以上です。

立崎委員長

藤田委員。

藤田委員

防災資機材に関しては、その規模によって必要量が決まってくるのだろうと思うので、身近にそういう企業があるということからいけば心強いかなと思いますので、しっかり計画を立てて万全の準備をしていただきたいと思います。

あとオープンデータの件で 1 点だけ。今後市としましては、これを市民に公開する等々でそのための準備、これは各課ごとの取り組みのいかんによると思うのですが、それとまた公開に向けての経費的な部分、こういうものも出てくると思うのですが、今後の課題とかその辺に関してどのような認識を持っているのか情報推進課の立場としてお答えください。

立崎委員長

田中情報推進課長。

田中情報推進課長

ただ今のオープンデータの関係で、市の情報整備がどこまで進んでいるのか、どこがまとめるのかという件でございますけれども、一昨年私どものほうで事務部系に地図情報システムを入れさせていただきまして、その中で現在色々なデータを整理している最中でございます。そういった中で、今後外に向けて発信できるものがあれば、そういった形で組んでいきたいなどは考えております。若干まだデータ整備を中心に考えておりますので、もう少し公開等々についてはお時間をいただきたいと思います。以上です。

立崎委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で本日の総務費の質疑を終わります。暫時休憩いたします

休 憩 14 時 31 分

再 開 14 時 33 分

立崎委員長

再開いたします。次に消防費の質疑を行います。
質疑のある方。武田委員。

武田委員

消防費の 2 項目についてお伺いいたします。まず 1 項目ですけれども、予算書 157 ページ、政策経費事業一覧 27 ページ、消防団員安全装備品と整備事業についてお伺いをいたします。政策経費事業一覧を確認しますと、消防団のさらなる安全を高めるため防火衣を更新すると内容説明がされております。総務省消防庁では昨年 12 月に施行された地域防災力充実強化法に伴い、26 年ぶりに消防団装備の基準を一新することを決定いたしました。その内容が東日本大震災の教訓から配備拡充が中心ですが、危険物を踏み抜かないような底の硬い安全靴など、各市町村は新基準に沿って一般の消防隊員並みの装備をするよう、26 年度から消防団の関連経費を地方交付税に配分するとのこと。そこでお伺いをいたしますけれども、昨日の公明党の藤田委員の代表質問の答弁でも触れられてはいましたけれども、まず 1 点目として、今現在消防団員は 114 名在籍していると認識しておりますが、個人貸与の装備品はどのような種類の装備品なのか、また消防団に対する装備品はどのような装備品なのかお伺いいたします。2 点目として、総務省消防庁が示した装備品の一新に伴う今後の対応についてですけれども、どのようにお考えになっているのか。この 2 点についてお伺いいたします。

もう 1 項目ですけれども、同じく予算書 157 ページ、政策経費事業一覧の消防団活動支援事業についてお伺いをいたします。これは事業一覧を確認しますと地域の防災意識の向上やコミュニティーの活性化、防火指導や特別警戒など消防団の自主的な活動を支援すると説明をされておりますけれども、予算額は 18 万円で、北広島には 4 分団あるということで単純計算しますと、1 分団当たり 4 万 5000 円です。そこでお伺いいたしますが、24 年度、25 年度予算も同額の 18 万円の予算であります。事業内容については政策経費事業一覧で説明をされておりますけれども、地域防災力充実強化法の施行に伴い、今後より一層の支援が必要と考えますが、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。以上 2 項目についてお伺いをいたします。

立崎委員長

加藤総務課主査。

加藤管理担当主査

武田委員のご質問にお答えします。まず消防団員の個人貸与の装備品はどのような種類の物かということですが、個人へ貸与品につきましては制服、活動服、安全帽、防火衣、防火帽、安全靴、雨衣、消防用長靴などの標準的な装備品であります。消防団の装備品につきましては、各分団に消防車両を配備しているほか、消防用ホースや可搬式消防動力消

防ポンプなどの火災鎮圧用器具、誘導灯などの避難誘導用器具、投光器や発電機などの夜間活動用器具、車両用ジャッキ、牽引ワイヤーなどの救助用器具などであります。以上でございます。

立崎委員長

安田総務課長。

安田総務課長

続きまして総務省消防庁が示しました装備の一新に伴いました今後の対応ということでお答えを申し上げます。消防団の装備につきましては、消防庁の基準は全国的に先ほど申されたように東日本大震災をきっかけとして広げられたものでございまして、それを踏まえながら個々の地域的な特徴というものを考慮して、計画的に更新等を行ってまいりたいと考えております。

それから消防団の活動支援事業についてでございますが、現在消防団が行います春、秋の火災予防運動での防火啓発、それから歳末警戒あるいは団員募集、それから自主研修、こういったものの活動に対して支援を行っているところでございます。今後の新たな活動につきましても、消防団と十分に協議を行っていく必要があるものと考えております。以上です。

立崎委員長

武田委員。

武田委員

1点だけ再質問させていただきたいのですが、今の消防団の支援事業関係のコミュニティーだとか活性化だとか、それから防火指導・啓発などとなっていますけれども、この予算というのはどのような使い方と言ったら変ですけど、例えば報奨費みたいなもので1回啓発に出たら、いくら位当たるよとかそういうような予算の内容なのか。それをお聞きいたします。

立崎委員長

安田課長。

安田総務課長

お答え申し上げます。具体的には先ほど申し上げました火災予防の啓発活動、自主研修、火災予防活動、団員募集にあたりましては、例えば横断幕を作ったり、それから募集の看板を作ったり、あるいは自主研修の費用に充てたり、昨年度につきましてはそういった形

で支出をしております。以上です。

立崎委員長

武田委員。

武田委員

よくわかりました。最後に一言だけ述べさせていただきたいのですが、この定例議会を最後に退職されるということで、今日は欠席しておりますけれども相馬消防長、それと依頼退職ということで早期退職されます國田次長、長い間ご苦労様でした。大震災や異常気象など防火に対する消防活動はより一層重要性を増してきている昨今、平成 26 年度の予算の編成は職員として最後の予算編成であり感無量なことだと思います。本当に長い間ご苦労様でした。これで私の質問を終わらせていただきます。

立崎委員長

他にございませんか。藤田委員。

藤田委員

それでは 3 点だけお聞きします。まず 1 点目、155 ページ、新大曲出張所。これに関しまして、もう外観も完成して、いよいよだなという感じがしておりますが、この施設では訓練施設等々が充実していると聞いております。今の消防本部と比べて大曲出張所の訓練棟で何が追加されて、訓練体制からいきますとこれで十分な日常訓練ができるのかどうか。そこを具体的に説明してください。

それからもう 1 点。場所が国道 36 号線ということで大曲輪厚のほぼ中間に位置しますので、輪厚の出動いわゆる救急車の到着は短縮されると思うのですが、一方西の里の到着ですが、これは大体どの程度になると予想しているのか。

それともう 1 つ私は地元で走っていて感じるのですが、救急車の場合、大曲通から厚別東通を走って西の里に行くのと、大曲東通、いわゆる順天病院のところを走っていくのと、実際到着時間はどの程度違うのか。その件を把握しているのかどうかお聞きをします。

次 157 ページ、応急手当普及啓発。いわゆる救急救命講習ですが、これは去年も聞いていますが、25 年度の救急救命講習の回数、実績等々。小学校等でもやられているので増えていると思うのですが。

それと去年も質問しましたが救急救命講習は消防職員の方が非番のときに大体担当し、または非常勤職員の方も含めて対応しているということで、この救急救命講習の回数が増えることによって、そういった職員の勤務体制の中で今後負担になることがないのかどうか、その辺が十分配慮されているのかどうかお聞きします。

3 点目はこの決算書には関係のない話なのですが、災害時の携帯 G P S 位置情報の提供ル

ールの関係でお聞きします。昨年国からも指針が出され、災害時に土砂崩れだとか何だとか色々あります。北海道でいうと吹雪の中で立ち往生し遭難してしまうとか、そういった場合に携帯電話で助けを求めた時に、その携帯電話がGPSであれば携帯電話会社各社がありますが、そういうところに関係機関が問い合わせるとその携帯電話の位置を確認できるというふうになっております。これについて国から警察、消防、各関係機関がきちんとルール作りをしなさいという指針が去年出たと思うのですが、本市としてはその辺は整理がついているかどうかお聞きします。

立崎委員長

加藤総務主査。

加藤管理担当主査

藤田委員の大曲出張所の救助訓練施設についてのご質問にお答えいたします。

大曲出張所の主訓練棟については 5 階建ての共同住宅を想定しました。副訓練棟についてはおよそ 3 階建ての共同住宅を想定して造っています。この中にマンホール救出の施設、それと共同住宅の高い所には消防車は水を送れませんので、連結送水管という消火活動上必要な施設を設置しています。このほかに救助大会種目としまして色々なロープを使った救助訓練、団体での救助訓練を行う施設も造りました。以上です。

立崎委員長

工藤救急指令課長。

工藤救急指令課長

藤田委員のご質問にお答えいたします。救急車の現場到着時間の件ですけれども、厚別東通を経由しての計測というのは以前行いまして、厚別東通のほうが近いということで、西の里の一部区域を大曲出張所が今まで受け持っていたのですが、今回新しい指令台を導入することになりまして、直近のシステムというものができましたので、管轄という定義が今度はなくなるものですから、より近い救急隊が現場到着につくようなシステムとなります。

GPSの件ですけれども、今までは位置情報につきましては携帯電話の事業者にお問い合わせ確認していたのですが、先般広報きたひろしまに載りましたように、新しい指令台を導入しましたら、位置情報とGPSの機能が自動的に取得できるようなシステムとなります。また携帯通報の先ほど心配されていた位置情報につきましては、国の指針のとおり消防単独で位置情報を取得できるようになっていきますので、そのようにうちのほうでも通知を出しまして体制を整えております。

救急講習の件ですが、昨年度の具体的な数について言いますと、普通救命講習の 1、3 時

間普通救命講習は 51 回行われまして、936 名が受講しております。普通救命講習には昨年
はなかったのですが、普通救命講習の 3、これは子どもをメインとした講習会ですけれども、
これは 10 回行われまして、184 名が受講されております。さらに 8 時間の上級救命講習と
いうのが昨年 2 回行われまして、37 名が受講しております。それと一般講習といいまして
要望を受けた内容に沿った形で、1 時間に満たないような講習が 39 回行われまして、825
名が受講しております。あと昨年度から実施しております救命の入門コース、これは 10 歳
以上の方が受講できるのですが、こちらは 19 回行いまして、761 名が受講されています。
その他防火教室等にも含まれた形の、定義に満たないようなその他の講習というのが 9 回
行われまして 47 名、合計で 130 回の 2790 名の方が受講されております。
また前日も藤田委員からご質問のありました教職員の講習ですけれども、昨年は 130 名の
教職員が受講されています。以上でございます。

立崎委員長

安田課長。

安田総務課長

先ほどご質問のありました、講習会に非番の職員、あるいは非常勤の職員が当たってい
るということで、今後講習が増えることに伴いまして職員の負担ということについてご回
答申し上げます。藤田委員もおっしゃいましたように、今現在非番の職員、あるいは非常
勤の職員で当たっておりますが、今後につきましては今の体制、非常勤職員に併せまして
今後再任用の職員を講習に当てるなどして、職員の負担の軽減を図っていきたいと考えて
おります。以上です。

立崎委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。確認したい点だけ。訓練施設ですけれども大曲出張所ができたことによ
って消防本部と含めて訓練の施設というのは、他の近隣市町村の消防と比べて遜色ないの
かどうか、訓練施設の施設的なもので十分な施設がこれで完成したと言えるのかどうかお
聞きします。

それから救急車の説明で直近ルートで行けますよということで説明ありましたが、これ
は本部の指令でこのルートをとりますよという話なのか、それとも救急車の中でそういう
ことがわかるようなシステムになっているのか、その解説をお願いします。

それから救急救命講習の再任用について、今安田課長の話からいくと再任用を増やすと
いう計画ですよという答弁だったと思うのですが、それは何人増やすのか答えられるなら

お答えください。

立崎委員長

加藤主査。

加藤管理担当主査

救助施設についてお答えいたします。救助訓練施設にあつては全国標準基準に合わせました。以上です。

立崎委員長

工藤課長。

工藤救急指令課長

先ほどの直近システムの内容ですけれども、車にも端末が付いていまして、なおかつ司令室に大きなコンピューターがありまして、そのコンピューター側で判別するということになります。

再任用の件ですけれども、来年度から救命士だった者が 1 名再任用となります。合わせて消防団の方にもお手伝いしていただきまして、昨年は 43 回お手伝いしていただいております。女性消防団がメインとなりますが。以上でございます。

立崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で消防費の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

休 憩 14 時 52 分

再 開 14 時 54 分

立崎委員長

休憩を解き再開いたします。次に公債費、諸支出金、職員費、予備費、債務負担行為及び地方債の質疑を一括して行います。ご質問のある方。藤田委員。

藤田委員

1 点だけ聞いて終わります。194 ページ諸支出金、公営企業費、水道事業費の石狩東部水道企業団の出資金 1394 万円ですが、これは今年度で終わるのかまだあるのか、そこだけ教えてください。

立崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

石狩東部公益水道企業団への負担金の関係ですが、昨年債務負担行為をお願いいたしまして、今のところ平成 41 年度までということで設定しております。総額は限度額で 9 億 5000 万円という形で設定してるところでございます。以上でございます。

立崎委員長

尾崎主査。

尾崎予算担当主査

出資金の部分でシューパロダムの方ですけども、これについては平成 26 年度で終了する予定になっております。

立崎委員長

その他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で公債費、諸支出金、職員費、予備費、債務負担行為及び地方債の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。本日はこれにて延会といたします。ご苦労さまでした。

14 時 55 分 終了

委員長